

福島県商工信用組合の現況

令和2年度



福島県商工信用組合

ごあいさつ

平素からの格別のご愛顧に心から厚く御礼申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、緊急事態宣言の発令による経済活動の制限など、未曾有の経済停滞の状況となりました。令和3年に入ると感染力の強い変異ウイルスが出現し、新型コロナウイルス感染症の影響は、出口が見えない状況になっております。



地域経済においても、これまでの人口減少や地域高齢化による後継者不足、長引く低金利などの課題に加え、ウイルス感染拡大防止のための経済活動の抑制が大きな影響を与えています。新型コロナウイルス感染症拡大の今後の影響や収束時期等は、1年以上経過した現在でも予測することが困難な状況にありますが、当組合では新型コロナウイルス感染症拡大の影響で厳しい状況にあるお客さまに対して、債務の返済条件変更や新規融資など事業者や個人の皆様の実情に応じた対応を積極的に行っております。

東日本大震災から10年の節目を迎えようとしていた矢先、令和3年2月13日に福島県沖で震度6強の地震が起きました。地震で被災された方に対し、謹んでお見舞い申し上げます。震災・原発事故からの復興は、避難指示地区の解除など着実な前進がある一方で、汚染水処理問題を始めとする根強い風評の問題や災害の風化の問題などいまだ多くの課題を抱えています。令和元年の台風19号被災の経験も踏まえ、地域と一体となって防災意識を高め、復興を支援して参ります。

当組合は今後も「相互扶助」の理念の下、本来業務である預金と貸出業務そして訪問渉外活動を更に強化し、円滑な資金供給はもとより、地域の皆様のご意見ご要望をお聞きし、お客さまと一緒に考え、地域の成長発展に全力を尽くしてまいります。

引き続き変らぬご愛顧とご支援をお願い申し上げます。

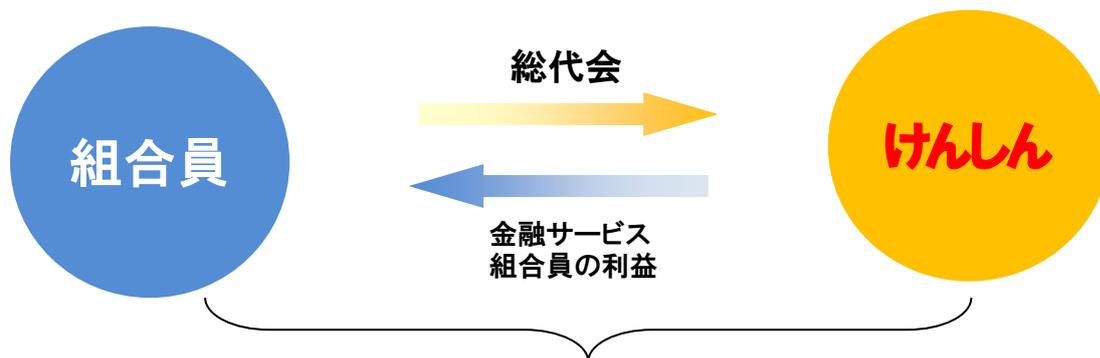
令和3年7月 福島県商工信用組合 理事長 須佐喜夫

けんしんの概要

福島県商工信用組合(けんしん)は、昭和29年8月17日に、県内の中小企業者・勤労者等の相互扶助を目的とした中小企業専門の金融機関として設立され、福島県郡山市に本店を置き同年10月1日に業務を開始した協同組織金融機関です。営業地域が福島県中通り地方に限定された地域信用組合として地域の経済発展とともに、着実に業績を積み重ね、業容を拡大してまいりました。

けんしんは地域信用組合の原点である地域とのつながり、相互扶助の精神である人とのつながりを第一に考え、協同組織金融機関としての理念の下に組合員の経済的地位の向上に努めるとともに、地域経済の発展に尽力してまいります。

信用組合は、相互扶助の精神に基づき、組合員一人ひとりが預金し合い、必要なときに融資を受けることができる金融機関です。利益を追求することを目的とした金融機関ではなく、組合員の皆様の発展に貢献することを目的とした金融機関です。信用組合の最高意思決定機関は「総代会」です。けんしんは、組合員(お客様)の利益を第一に考えた経営を行っています。



「組合員＝お客様」の利益

けんしんについて (令和3年3月31日現在)

●名称	福島県商工信用組合 (金融機関コード:2090)	
●本店所在地	〒963-8877 福島県郡山市堂前町7番7号	TEL024-991-1000(代表)
●創業	昭和29年10月1日	●営業エリア 福島県中通り地方
●店舗数	16店舗	郡山市・須賀川市・白河市・二本松市・福島市・田村市・伊達市・本宮市・安達郡・岩瀬郡・西白河郡・石川郡・田村郡・東白川郡・伊達郡
●職員数	191名	
●組合員数	45,379名	●預貸率(末残) 64.35%
●出資金額	5,784百万円	●員外預金比率 4.72%
●預金残高	196,609百万円	●不良債権比率 4.25%
●貸出金残高	126,525百万円	●自己資本比率 9.62%

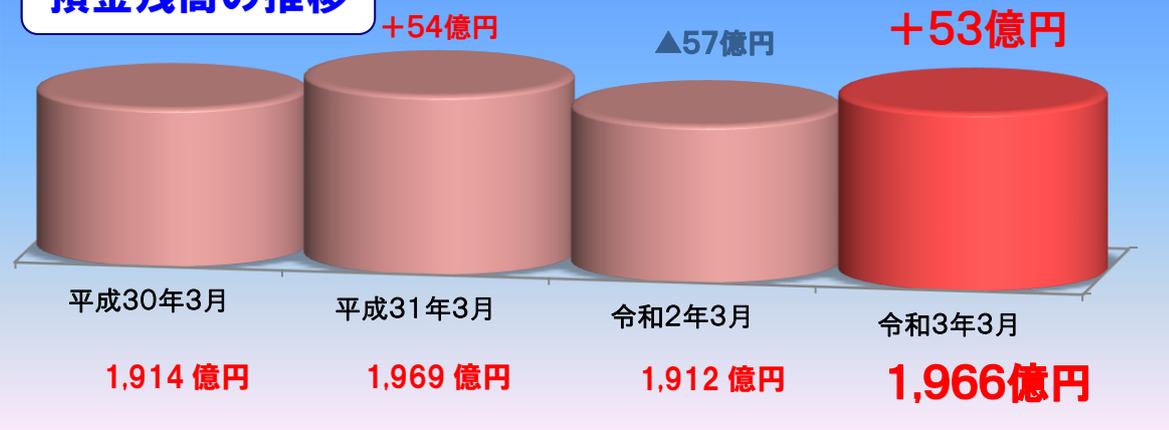
令和2年度の業績 I

預金残高は**1,966億円** (法人預金増加が要因となり**53億円増加**)

預金は、定期預金や定期積金、年金を中心とした地域密着の営業活動を行いました。特に、法人預金が前期比6,223百万円と大きく増加しております。

令和2年度末の預金残高は196,609百万円、前期比5,376百万円の増加、増加率2.8%となりました。

預金残高の推移

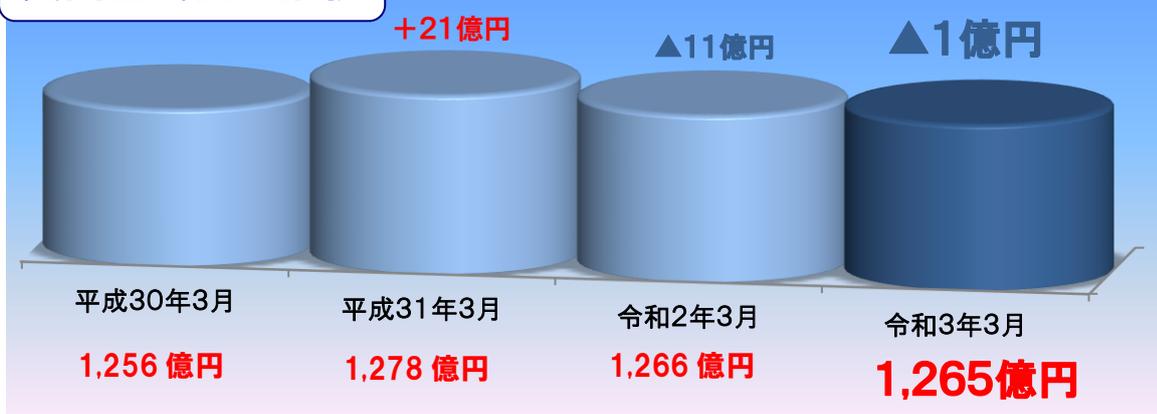


貸出金残高は**1,265億円** (地方公共団体貸出減少により、**1億円減少**)

貸出金は、地域の事業者の皆様に対し、国や県の制度資金や信用保証協会との連携による融資を中心に、積極的に対応してまいりました。事業者のお客様への貸出を積極的に推進しましたが、地方公共団体の貸出減少により、貸出金残高が減少しております。

令和2年度末の貸出金残高は126,525百万円、前期比157百万円の減少、増加率△0.1%となりました。

貸出金残高の推移



令和2年度の業績Ⅱ

預貸率は**64.35%**(前年度対比**1.89ポイント**低下)

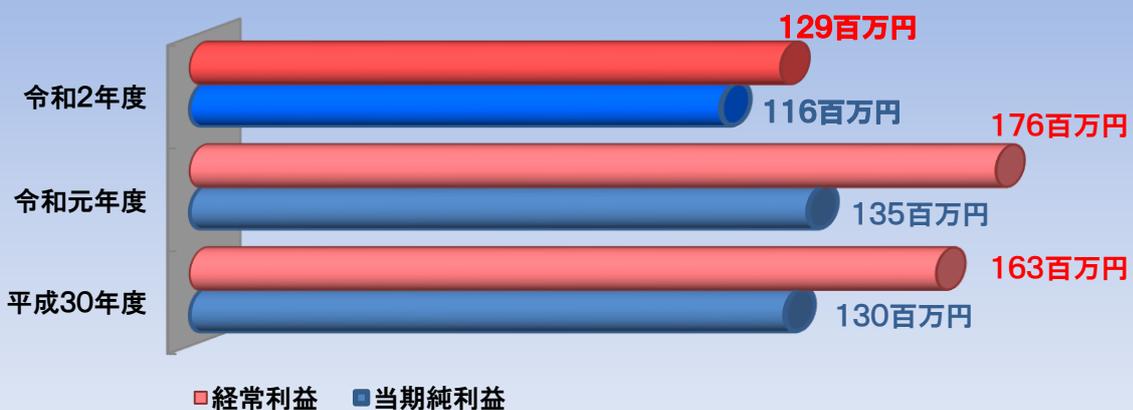
けんしんは、皆様からお預かりした預金を貸出金として地域に還流させることが最大の地域貢献であると考えています。令和2年度末の預金に対する貸出金の割合「預貸率」は、前年度対比1.89ポイント低下し、64.35%となりました。

預貸率の推移



経常利益は**129百万円**、当期純利益は**116百万円**

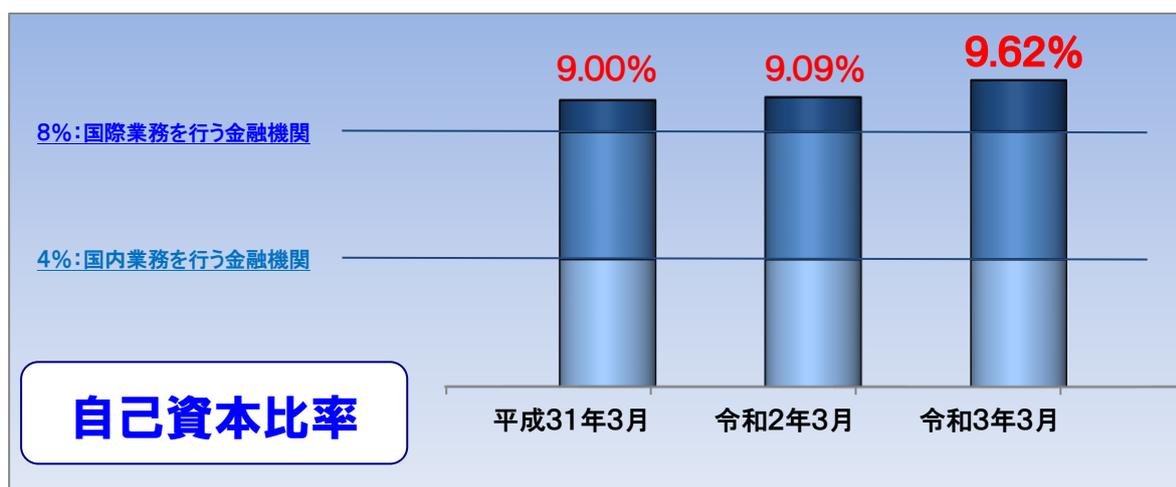
令和2年度はマイナス金利政策下の金融機関には厳しい環境にあり、貸出金利息収入の減少などから経常収益は前年度対比114百万円の減少となりました。預金利息や保証料などの役務取引等費用の減少があり、経常利益は前年度対比47百万円減少し129百万円、当期純利益は前年度対比18百万円減少し116百万円となりました。



令和2年度の業績Ⅲ

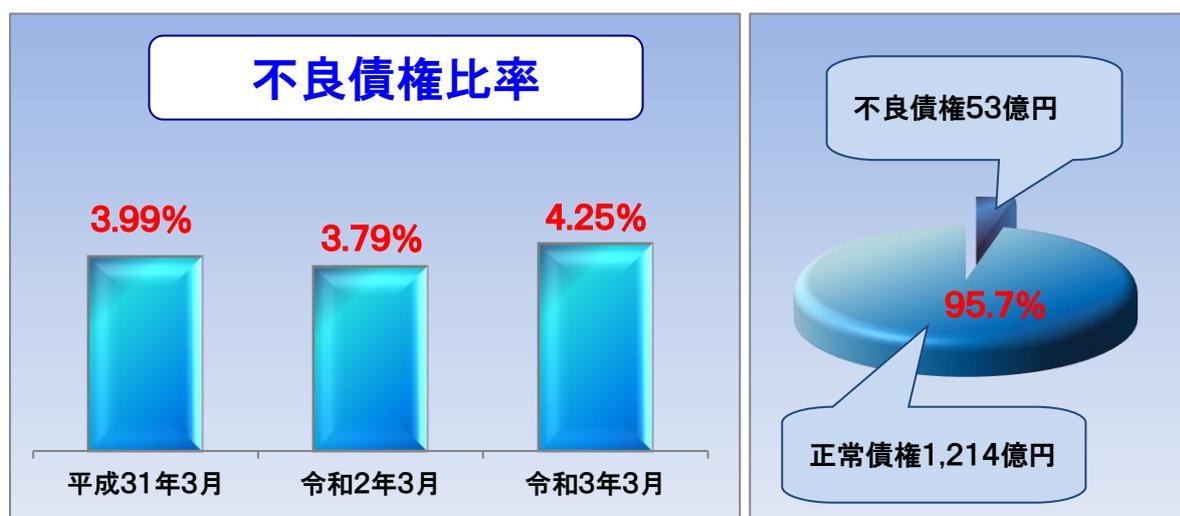
自己資本比率は**9.62%**(前年度対比**0.53ポイント**改善)

金融機関の健全性を表す自己資本比率は、前年度と比べ0.53ポイント改善し、9.62%となりました。けんしんの自己資本比率は国内基準(4%)を上回っています。



不良債権比率は**4.25%**(前年度対比**0.46ポイント**上昇)

金融再生法開示債権における不良債権比率(総与信残高に占める不良債権の割合)は、金融円滑化への取組み・貸出債権の正常化の取組みを行ったものの、コロナ禍の影響などにより、不良債権額が570百万円増加し、不良債権比率は0.46ポイント上昇し4.25%となりました。



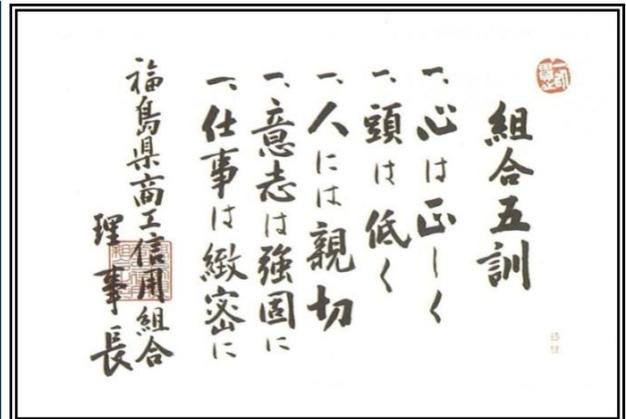
経営理念

当組合は、協同組織金融機関として「相互扶助」の理念の下、信用組合の原点である地域とのつながり、人とのつながりを第一に考え、組合員の経済的地位の向上を図るとともに、金融事業を通じて地域経済の発展に努めます。

事業方針

健全な経営を維持して、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るため地区内の小規模の事業者、勤労者などによる協同組織により、組合員に必要な金融事業を行うことを目的とし、豊かな暮らしづくりに貢献して、地域の皆さまから必要とされる金融機関を目指します。

そのためにも、職員の働きがいのある職場づくりを促進します。



事業内容

- A. 預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。譲渡性預金は取り扱っておりません。
- B. 貸出業務
 - イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
 - ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
- C. 商品有価証券投資業務
取り扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務
振込及び代金取立等を取扱っております。
- F. 外国為替業務
全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他外国為替に関する業務を行っております。
- G. 社債受託及び登録業務
取り扱っておりません。
- H. デリバティブ取引等の受託等業務
取り扱っておりません。
- I. 附帯業務
 - イ) 債務の保証業務
 - ロ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 - (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
 - ハ) 地方公共団体の公金取扱業務
 - ニ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 - ホ) 損害保険及び生命保険の代理店業務

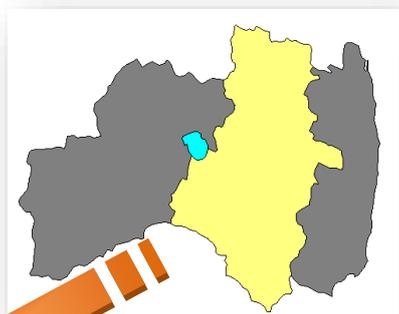
営業地域・店舗ネットワーク

営業地域

郡山市・須賀川市・白河市・二本松市・福島市・田村市・伊達市・
本宮市・安達郡・岩瀬郡・西白河郡・石川郡・田村郡・東白川郡・
伊達郡

店舗ネットワーク

福島県内16店舗のネットワークです。
(令和3年7月30日現在)



南福島支店

〒960-8151
福島市太平寺字町の内3番1
Tel.024-544-2318

二本松支店

〒964-0906
二本松市若宮1丁目350番地
Tel.0243-22-3511

本宮支店

〒969-1126
本宮市本宮字馬場27番地9
Tel.0243-34-2156

須賀川支店

石川支店

〒962-0842
須賀川市宮先町94番地
Tel.0248-75-4115
Tel.0247-26-2325(石川支店)

福島市

松川支店

〒960-1241
福島市松川町字鼓ヶ岡34番地の1
Tel.024-567-2349

二本松市

本宮市

常葉支店

〒963-4602
田村市常葉町常葉字中町60番地1
Tel.0247-77-2240

郡山市

須賀川市

田村市

鏡石支店

〒969-0401
岩瀬郡鏡石町不時沼226番地
Tel.0248-62-3335

鏡石町

石川町

白河支店

〒961-0951
白河市字中町19番地3
Tel.0248-22-1235

白河市



郡山市内店舗

本部	〒963-8877	郡山市堂前町7番7号	Tel.024-991-1000
本店営業部	〒963-8877	郡山市堂前町7番7号	Tel.024-991-1840
朝日支店	〒963-8877	郡山市堂前町7番7号	Tel.024-938-7200
桜通支店	〒963-8015	郡山市細沼町10番11号	Tel.024-932-1702
安積支店	〒963-0107	郡山市安積2丁目160番地	Tel.024-945-0691
富久山支店	〒963-8071	郡山市富久山町久保田字久保田165番地5	Tel.024-923-4963
日和田支店	〒963-8071	郡山市富久山町久保田字久保田165番地5	Tel.024-958-5055
コスモス通り支店	〒963-0204	郡山市土瓜1丁目63番地	Tel.024-961-1677

総代会制度について(仕組み・役割)

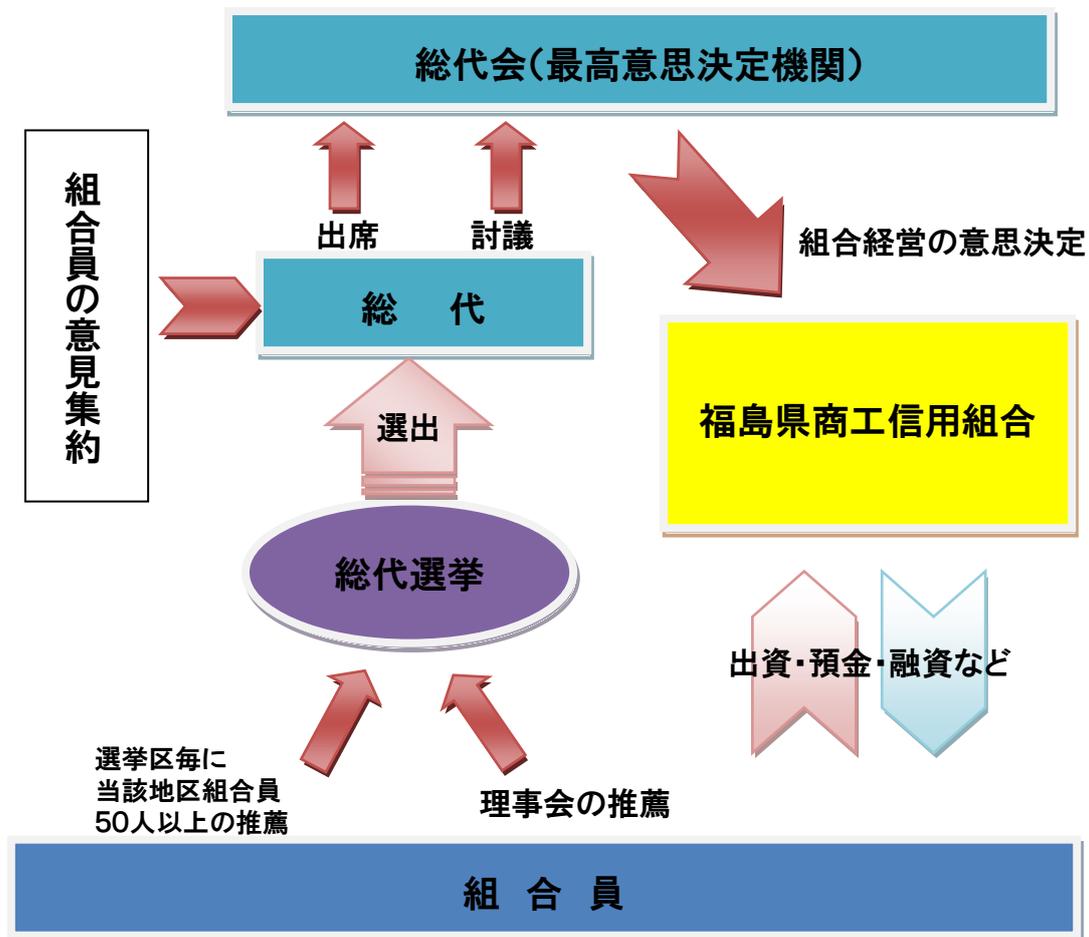
信用組合は組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員数は45,379名(令和3年3月31日現在)であり、総会の開催は困難なことから、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、“総代会”を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



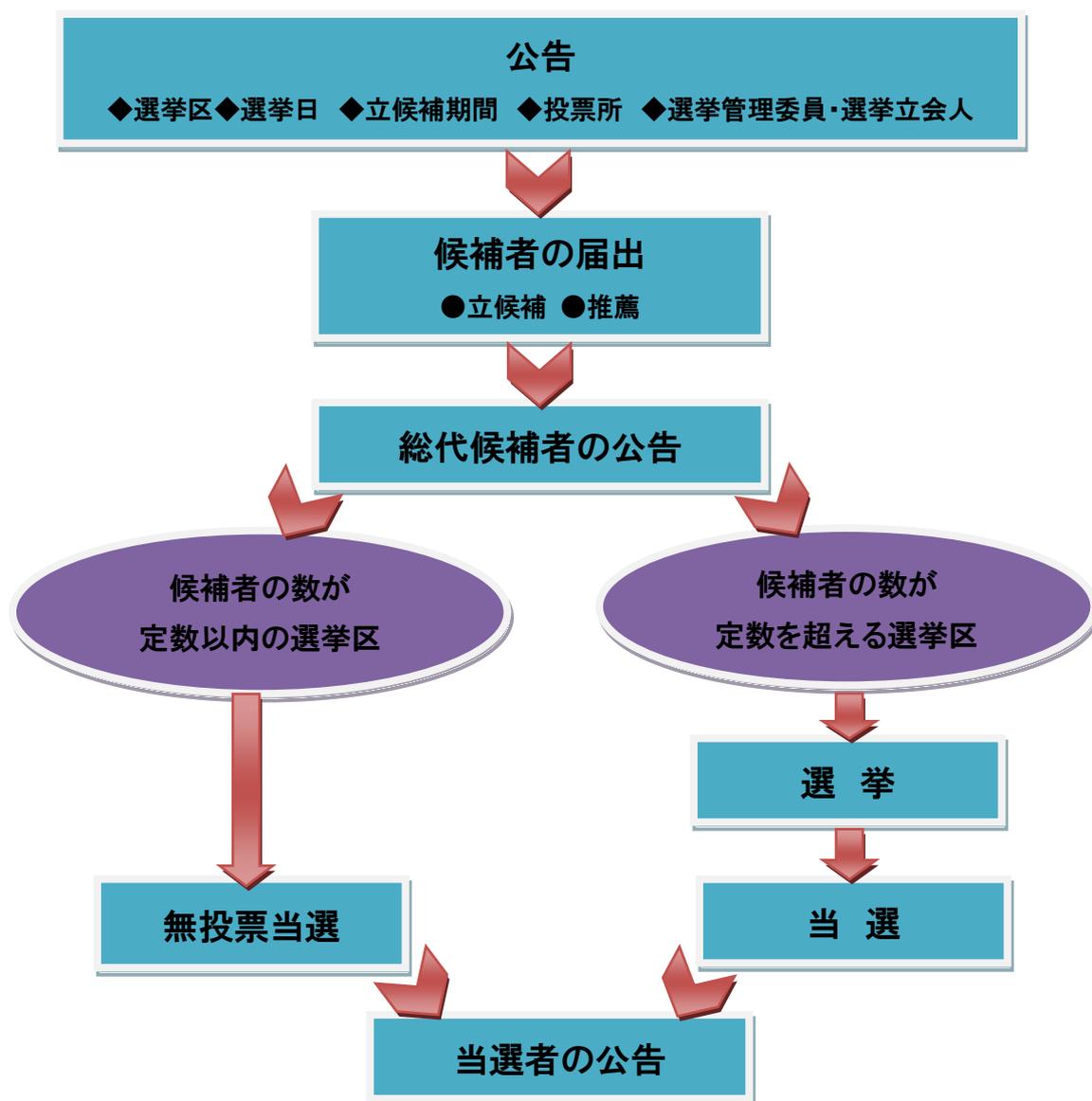
総代会制度について(選出方法・任期・総代選挙)

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続を経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、選挙区毎に当該地区組合員50人以上の推薦、若しくは理事会の推薦を受けた方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

当組合は選挙区を9つの区に分け、総代の選出を行っています。なお、総代候補者が、その選挙区における総代の定数を超えない時は、その総代候補者をもって当選人とし、その選挙区においては投票は行わないとしています。



総代会制度について(選出方法・任期・総代選挙)

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。総代の定数は100人以上120人以内です。令和3年7月30日現在の総代の人数は116人です。

(3) 総代の選挙区と総代氏名

(令和3年7月30日現在・敬称略)

選挙区称 総代定数	該当地区 (総代数)	氏名						
第1区 定数61	郡山市内 本・支店管内 (60)	高橋孝行(1)	菅原弘道(*)	瀧田幸子(*)	須佐美代子(*)	須佐喜夫(*)		
		日下律子(*)	遠藤政勝(4)	國井正浩(4)	鈴木一弥(*)	高橋良和(1)		
		小野塚次男(*)	本田治夫(*)	橋本 清(*)	早川慎一(*)	井上清恵(*)		
		新井 豪(3)	佐藤文雄(3)	濱津幸男(2)	佐藤文吉(*)	佐藤優子(4)		
		荒川志郎(*)	佐久間仁一(3)	橋本真一(*)	大戸洋太郎(*)	大山 透(*)		
		舟橋仁子(*)	日下美代子(4)	齋藤淳宏(4)	七森 繁(*)	加藤英夫(3)		
		菅野晴彦(1)	長谷川均一(1)	中山 忠(4)	渡辺泰宏(3)	長谷川和彦(*)		
		高田藤太郎(*)	鈴木 正次(4)	前田亘弘(*)	根本 昇(1)	伊藤重幸(1)		
		長谷川仁(4)	石塚俊正(3)	星野サタ子(3)	嶋 恵吉(1)	鈴木 茂(3)		
		鈴木光雄(*)	荒井一昭(*)	高田孝重(*)	橋本忠雄(*)	仲本裕守(2)		
		松本賢二(2)	薄井幸夫(*)	齋藤賢一(*)	井上正広(*)	鳥畑廣美(*)		
		飯沼良孝(1)	武川由美(4)	佐藤正夫(*)	遠藤和守(*)	深澤広守(1)		
		第2区 定数6	白河支店 管内(6)	佐藤幸彦(4)	中西一彦(*)	山田義顕(4)	上石 明(*)	深谷龍二(2)
		第3区 定数6	石川支店 管内(5)	相楽一重(*)	荒川英義(4)	中田庄吾(4)	相楽 卓(1)	添田四十四(2)
		第4区 定数15	須賀川支店 管内 鏡石支店 管内(15)	笠井誠治(*)	松川 稔(*)	永田久雄(*)	川合幸治(4)	桑名勝也(*)
樽川久夫(4)	橋本直子(1)			熊田亘晃(2)	榊原功城(2)	松井要三(2)		
大河原精(*)	大河原正雄(*)			伊藤俊彦(4)	安田敏之(4)	小貫 武(*)		
第5区 定数7	本宮支店 管内(6)	大内美和(4)	國分暎之(*)	渡邊恒夫(*)	伊豆伸一(3)	小沼貞彦(3)		
第6区 定数6	二本松支店 管内(5)	吉田正子(4)	平館康治(*)	安斎市恵(*)	大河内宏明(1)	橋 博(1)		
第7区 定数6	松川支店 管内(6)	野地孝一(*)	風間良一(4)	宮本秀一(4)	安部信一(*)	植木貞夫(3)		
第8区 定数8	南福島支店 管内(8)	二木康規(4)	鈴木武治(4)	渡辺彰範(4)	山口昌宏(*)	白坂忠良(*)		
		細谷 実(3)	瓶子義巳(4)	箭内源正(*)				
第9区 定数5	常葉支店 管内(5)	渡辺正一(4)	志田和子(4)	青山雅一(4)	吉田 来(2)	坪井達男(2)		

※氏名の後に就任回数を記載しております。就任回数が5回以上の場合は「*」で示しております。

<総代の属性別構成比>

職業別: 個人(給与所得者・年金受給者等)18%・個人事業主17%・法人役員65%

業種別: 卸売・小売業27%・サービス業14%・建設業9%・不動産業9%・その他23%

(業種別は法人役員、個人事業主に限ります。)

年代別: 40代以下1%・50代8%・60代33%・70代36%・80代以上22%

総代会制度について(総代会・決算説明会)

第67期通常総代会が、令和3年6月22日午前10時より、当組合本部5階大ホールで開催されました。当日は総代116名のうち、出席61名、議決権行使書による出席55名のもと、全議案が可決・承認されました。

報告事項 令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)事業報告の件
決議事項

第1号議案 令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)計算書類(貸借対照表・損益計算書並びに剰余金処分案)承認に関する件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案 令和3年度事業計画及び収支予算案承認に関する件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案 任期満了に伴う役員(理事9名監事3名)選挙に関する件

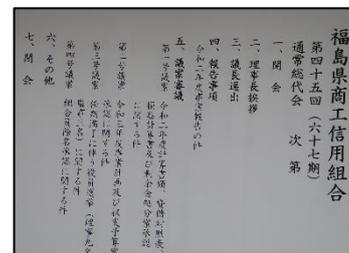
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第4号議案 組合員除名承認に関する件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第5号議案 退任役員に対する役員退職慰労金支給に関する件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。



けんしんでは、平成14年よりガバナンスの機能強化に向けた一環として、営業店毎に総代や組合員を対象とした決算説明会を毎年実施しております。当組合の経営実態、地域との関わり状況などをわかり易く説明し、また総代や組合員より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、信用組合経営や総代会に反映させております。

(令和2年度決算説明会:実施回数17回・総代、組合員出席者合計149名)

本店営業部・朝日支店 総代決算説明会

日時:令和3年6月10日 10時00分より

場所:けんしん本部4階会議室

出席者:

組合員 9名

役職員 4名



須賀川支店・石川支店 総代決算説明会

日時:令和3年6月11日 10時00分より

場所:けんしん須賀川支店2階会議室

出席者:

組合員 6名

役職員 4名



役員

理事長	須佐喜夫	理事	高田藤太郎※
専務理事	荒井一昭	理事	笠間善裕※
常務理事	早川慎一	常勤監事	平佳秀
常務理事	須佐真子	監事	鬼頭勇夫
常勤理事(監査部長)	佐々木英夫	監事(員外監事)	山下寛
常勤理事(本店営業部長)	人見隆		
理事	石川智美		

(令和3年7月30日現在)

◇当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

役員等の報酬体系

● 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

① 報酬体系の概要

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定しております。

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後に支払っております。

② 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	94	119
監事	9	10
合計	103	129

(注)1.上記は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2.支払人数は、理事9名、監事3名です。

3.使用人兼務理事3名の使用人分の報酬(賞与を含む)は0百万円です。

4.上記以外に支払った役員賞与金は、理事0百万円、監事0百万円であり、役員退職慰労金は理事26百万円であります。

③ その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

● 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には期中に退任・退職した者を含めています。

2.「同等額」は令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っています。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを引起こす報酬体系はありません。

組合員・出資金の状況

組合員

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人	44,428	44,291	43,722	42,804	41,279
法人	4,157	4,181	4,147	4,116	4,100
合計	48,585	48,472	47,713	46,920	45,379

出資金

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人	4,870	4,851	4,839	4,795	4,726
法人	871	949	983	995	1,057
合計	5,742	5,801	5,823	5,790	5,784

出資配当

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
出資に対する配当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

員外預金比率

(単位:%)

	令和2年度
組合員外預金比率	4.72

令和3年度 入組式

令和3年4月1日に令和3年度の入組式を行いました。

地域の未来を拓くため23名の新たな職員を迎えました。どうかよろしくお願いいたします。



沿革・歩み①

年 月		主なできごと
1954年～	昭和29年 10月	「郡山商工信用組合」設立
	32年 6月	須賀川支店開設
	33年 5月	「福島県商工信用組合」に名称変更
	34年 10月	全国信用協同組合連合会福島代理所指定
1960年～	35年 5月	本宮支店開設
	35年 10月	大重支店開設
	36年 10月	桜通支店開設
	37年 5月	石川支店開設
	38年 9月	白河支店開設
	39年 8月	松川支店開設
	40年 4月	福島支店開設
1970年代	44年 3月	常葉支店開設
	45年 9月	安積支店開設(旧永盛連絡所)
	46年 6月	二本松支店開設(旧二本松出張所)
	46年 10月	郡山駅前支店開設(旧本店)
	51年 7月	組合運営を総代会制に移行決定
1980年代	51年 10月	富久山支店開設
	57年 9月	日和田支店開設
	59年 4月	郡山手形交換所加入
1990年代	平成元年 10月	鏡石支店開設
	2年 11月	預金残高1,000億円達成
	3年 2月	コスモス通り支店開設
	4年 12月	桜通支店移転新店舗開店
	5年 3月	「日和田スポーツセンター」開設
	7年 7月	大重支店と郡山駅前支店を合併
	7年 10月	西川支店開設
	8年 9月	須賀川支店移転新築開店
	8年 12月	朝日支店開店
	9年 3月	福島支店南福島出張所開店
	9年 6月	南福島支店開店(福島支店南福島出張所昇格)



沿革・歩み②

年 月		主なできごと
1990年代	平成10年 10月	福島支店平野出張所開店
	11年 3月	外部監査導入
	11年 10月	「けんしん秋の百市」開催
2000年代	12年 4月	けんしんミレニアム会発足
	13年 3月	「けんしん21st教育センター」開設
	14年 6月	ホームページ開始
	14年 9月	郡山市役所分庁舎にATM設置
	15年 4月	けんしん南十店会発足
	16年 5月	福島支店・福島支店平野出張所を南福島支店に統合 西川支店を須賀川支店に統合
	16年 12月	信用組合全国共同オンライン・システムへ移行 決済用預金取扱開始
	17年 7月	大重駅前支店を桜通支店に統合
	19年 4月	保険商品取扱開始
	20年 5月	本店建物改修工事
	21年 12月	安積支店新築開店
2010年代	22年 12月	二本松支店新築開店
	23年 3月	東日本大震災
	23年 8月	松川支店新築開店
	24年 9月	県下信用組合合同南紀クルーズ(国際協同組合年記念)
	25年 2月	でんさいネット業務開始
	25年 4月	富久山支店新築開店 桜通支店改築開店
	25年 5月	インターンシップ25周年記念事業
	25年 10月	けんしん創立60周年記念ハワイ旅行
	27年 9月	けんしんヤング十店会発足
	28年 4月	けんしんトレ・セン開設
	30年 4月	郡山市と「郡山市民文化センター」のネーミングライツ契約締結
	31年 3月	日和田支店を富久山支店内に移転
	令和元年 10月	台風19号被害(本宮支店・石川支店)
2020年代	2年 4月	本宮支店改装開店
	2年 4月	朝日支店を本店営業部内に移転
	3年 3月	石川支店を須賀川支店内に移転



法令等遵守の基本姿勢

当組合は、コンプライアンスの実践を経営の重要課題のひとつと位置付け、公共的使命と社会的責任を認識し、健全な業務運営を目指しております。

そのため、コンプライアンス管理委員会を設置し、各部店にはコンプライアンス担当者を置き、研修を行いコンプライアンス態勢の強化を図っております。

一つの法令違反、一つの不祥事件を発生させることは、永年に渡り積み重ねられてきたお客さまとの信頼を一瞬にして失われることを全職員肝に銘じ、不祥事件を二度と起こさないという強い決意のもと、法令遵守に取り組んでまいります。また、全役職員を対象に外部専門家によるコンプライアンス研修を実施します。

けんしん倫理憲章

1. 公共性の認識
2. 責任感の認識
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 反社会的勢力との対決
5. 地域社会に対する貢献

個人情報保護

個人情報保護法の施行に伴い、「個人情報保護宣言」「個人情報保護規程」「個人情報取扱要領」を定めました。

説明義務・説明責任の履行

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、与信取引等(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)に関し、顧客の知識、経験及び財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明、その他の健全かつ適切な業務の運営を確保することが求められています。日常的に説明責任の認識を高めるよう努めています。

経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日公表)を尊重し、遵守します。このために「経営者保証に関する対応マニュアル」を定めました。

お客様と保証契約を締結する際、また保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた際には、本ガイドラインを尊重して誠実に対応し、お客様の満足の頂ける良好な関係構築に努めます。

反社会的勢力との対決

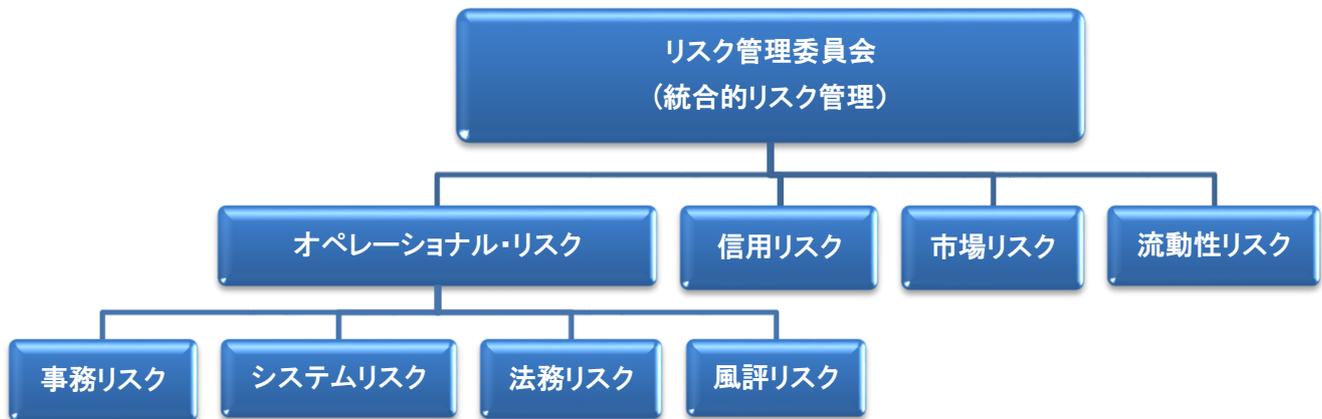
当組合は、反社会勢力に対して断固とした態度で対応します。特に不当な要求については毅然とした態度で臨み、財産上の利益を供与すること等はありません。さらに不透明な癒着と言われかねない一切の関係を排除します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を経営の重要課題のひとつと位置付けております。

犯罪収益移転防止法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)に基づき、預金口座の不正利用に対応するため取引時確認を適切に行う体制整備に努めるほか、お客様とのお取引の内容、状況等に応じて、追加での確認などの対応を行い、複雑化・高度化するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手法に対応し、有効に防止することができるよう実効的な管理態勢の整備に努めます。

リスク管理体制



当組合の業務に内在する各種リスクの管理体制は下記の通り整とします。

【信用リスク】 主管部: 審査部・資産管理部

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

【市場リスク】 主管部: 経理部

金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク・価格変動リスク・為替リスクがこれらに該当します。

【流動性リスク】 主管部: 経理部

市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクおよび当組合の財政内容の悪化等により必要な資金が確保出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクです。

【事務リスク】 主管部: 事務部

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

【システムリスク】 主管部: 事務部

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等及びシステムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

【法務リスク】 主管部: 総務部

法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的な原因により、当組合が損失を被るリスクです。

【風評リスク】 主管部: 総務部

災害や事故、当組合の経営状況等について不適切あるいは虚偽の報道・情報が流布し、当組合の評判が悪化すること等により、直接、間接を問わず不測の損失を被るリスクです。

小規模・中小事業者の経営改善・地域活性化の取組

「金融円滑化」の取り組み

けんしんは、お客さま一人ひとりの顔が見える対話を大切にし、身近な頼れる相談相手となってお客さまの悩みを一緒に考え問題の解決に努めております。このようなことが金融機関として重要な役割であることを認識し、「金融円滑化」にも取り組んでまいりました。

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で終了しましたが、当組合は円滑化法施行前からお客様からの申出による新規融資のご相談や借入条件の変更については積極的かつ柔軟に対応してまいりました。円滑化法が終了しましても、これまで同様、広く要請に応じてまいります。

今後も融資こそ地域経済の発展と安定に役立つとの認識のもと、積極的な活動を行い、タイムリーに資金需要に応えるように努めます。

中小企業の経営支援に関する取組み

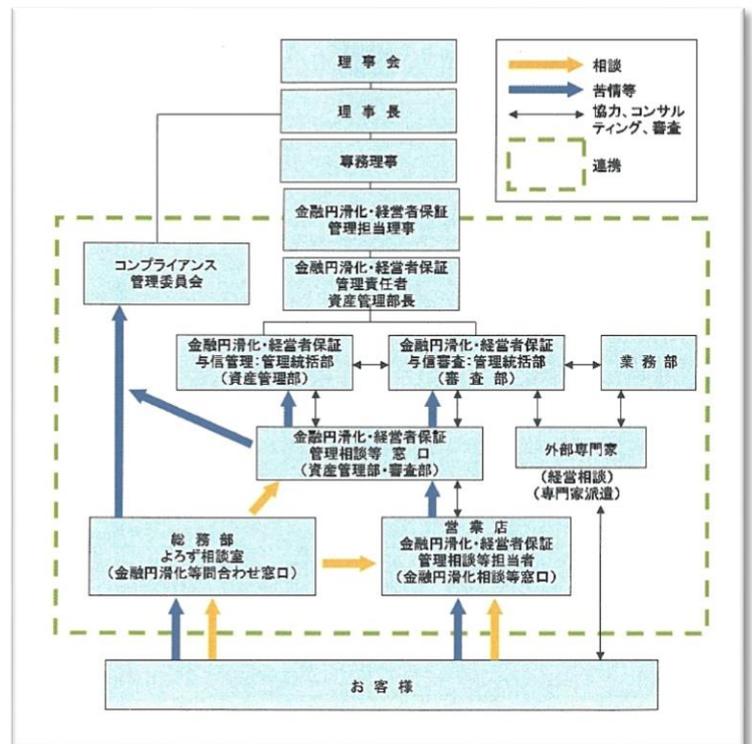
● 取組みの方針

信用組合の理念である相互扶助の精神の下、金融円滑化管理方針に基づき、地域経済発展に貢献できるよう地域金融の円滑化に全役職員が積極的に取り組んでおります。

- ① お客様からの融資のご相談や融資条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご要望を十分にお聞きし、迅速かつ適切にお応えすることができるよう努めてまいります。
- ② 中小企業のお客様との貸付条件の変更等の協議にあたっては、中小企業の特性或事業の状況、事業の改善もしくは再生の可能性等を十分に検討し、経営改善に向けた取り組みを積極的に支援してまいります。併せて、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の関係機関、外部専門家との適切な連携を図り、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。
- ③ 新規融資や融資条件の変更等に関するお問い合わせ、ご相談、苦情、ご要望等につきましては、全営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」及び総務部「よろず相談室」でお受けしております。

小規模・中小事業者の経営改善・地域活性化の取組

●態勢整備の状況(組織体制図)



●取組みの状況

新たに会社等を創業される方や新規の事業を始める方などそれまでの実績が乏しい事業者の方についても、福島県信用保証協会や、福島県などの制度融資や制度保証を活用して、積極的に資金需要に応じております。(令和2年度創業資金融資実績4件34百万円)

企業の成長段階においては、十店会・ヤング十店会での会合において会員間での交流活動を行い、ビジネスマッチングの場を提供しております。平成31年2月25日に東北初となる「企業立地連携プラットフォーム」(福島市)の設立にあたり支店長2名を会員登録し、企業の誘致や用地確保等に向けた環境整備に取り組む予定です。

けんしんは、平成25年2月1日に「経営革新等支援機関」の認定を取得して、経営改善サポートを行い、支援を強化しております。

「福島県中小企業支援ネットワーク」「中小企業基盤整備機構」と連携し、中小企業診断士など専門家の紹介、事業承継の相談アドバイスを行っております。また、ローカルベンチマークによる事業性評価を実施し(令和3年3月末現在対象先1,704先分析完了)、事業性評価に基づく顧客事業所への各種改善等の提案及び提案先へのフォローアップを行い、その後、外部専門講師による支援状況ヒアリングを本部にて行っています。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を懸念し、訪問活動によるヒアリングやフォローアップを自粛しておりましたが、令和3年度については、コロナ禍における経営課題などが顕在化している先について、専門家派遣事業等を計画し、着手して参ります。

小規模・中小事業者の経営改善・地域活性化の取組

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

けんしんでは、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの主旨内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善指導を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

令和2年度において、「新規に無保証で融資した件数」は600件(前年度199件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は14.36%(同4.73%)、「保証契約を解除した件数」は1件(同2件)、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の成立件数(けんしんをメイン金融機関として実施したものに限り)は該当がありませんでした。

地域の活性化に関する取組み

けんしんは、地域や利用者に対する積極的な情報発信を行い、地域協同組合の特性上、地域に元気を与える事業に取り組んでおります。主要な項目について、下記ページにて具体的に説明をしております。

- ・ 担保・保証人に過度に依存しない融資への取組み
(十店会ローン、保証協会付信用組合資金) 24ページ
- ・ 全営業店における十店会組織及びヤング十店会の活動
(経営相談・ビジネスマッチング) 25ページ
- ・ 各営業店によるイベントの開催(中小企業・地域商店街活性化推進) 26ページ
- ・ 文化的社会的貢献活動(ピーターパン寄付活動) 27ページ

田村市・第一勧業信用組合と連携協定

けんしんは、田村市、第一勧業信用組合(東京)と持続可能なまちづくりや産業振興を目的として、地方創生に関する包括連携協定を令和2年5月28日に締結しました。

今後は田村市産品の販路拡大や雇用創出、経営者の交流、観光PRなどを協力して取り組み、第一勧業信用組合の首都圏でのネットワークを活かして、経済活動の拡大・地域活性化を目指してまいります。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議システムでの締結式を行いました。

地域貢献(融資について)

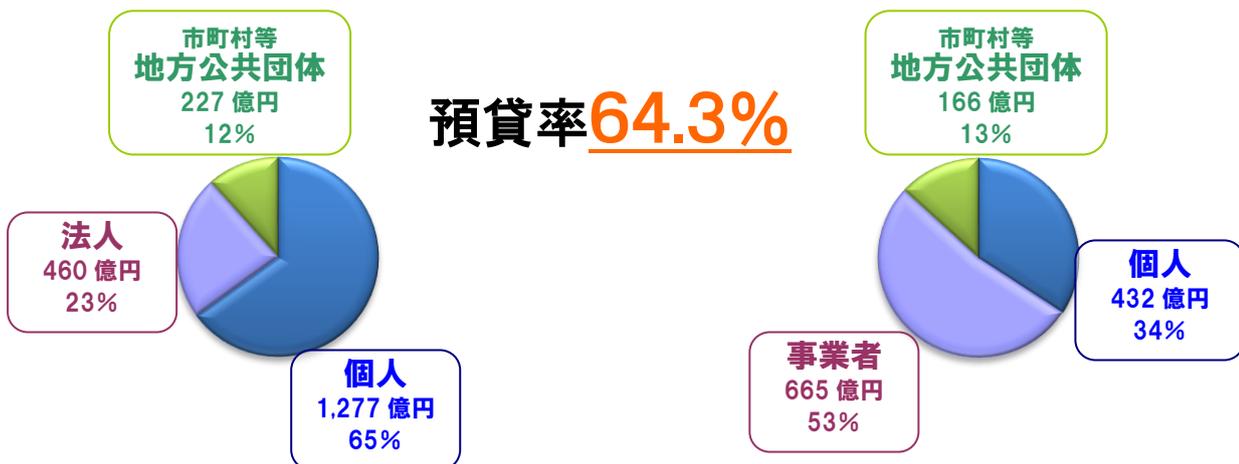
けんしんは、皆様からお預かりしたお金を、融資として地域に還流させることこそが最大の地域貢献であると考えます。皆様の預金は下記のように地域内融資に活かされています。

震災後、けんしんは地域金融の円滑化を目的として、特に積極的に事業を行っているお客様への融資を行いました。令和2年度末における**事業性融資の金額は665億円**であります。



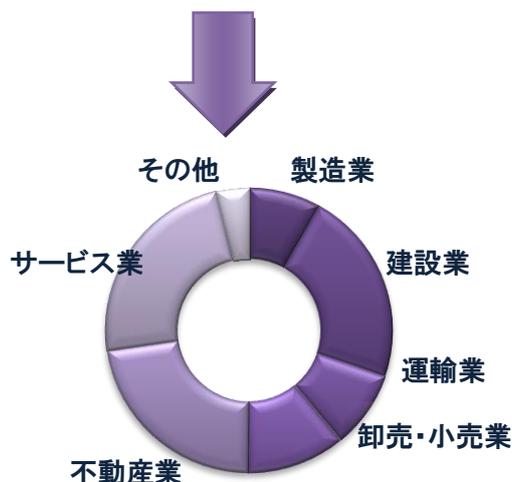
預金 **1,966億円**

貸出金 **1,265億円**



事業性貸出金業種内訳 単位：百万円

業種	金額
製造業	5,423
建設業	14,715
運輸業	5,827
卸売・小売業	7,383
不動産業	15,044
(うち不動産賃貸業)	(9,937)
サービス業	15,731
その他	2,449
合計	66,574



- 「不動産業」の約66%はアパートや貸家経営などの不動産賃貸業です。
- 「サービス業」には「旅館」「映画娯楽」「医療」「介護」などが含まれます。

地域貢献(十店会ローン・信用組合資金の紹介)

当組合十店会会員専用「十店会ローン」

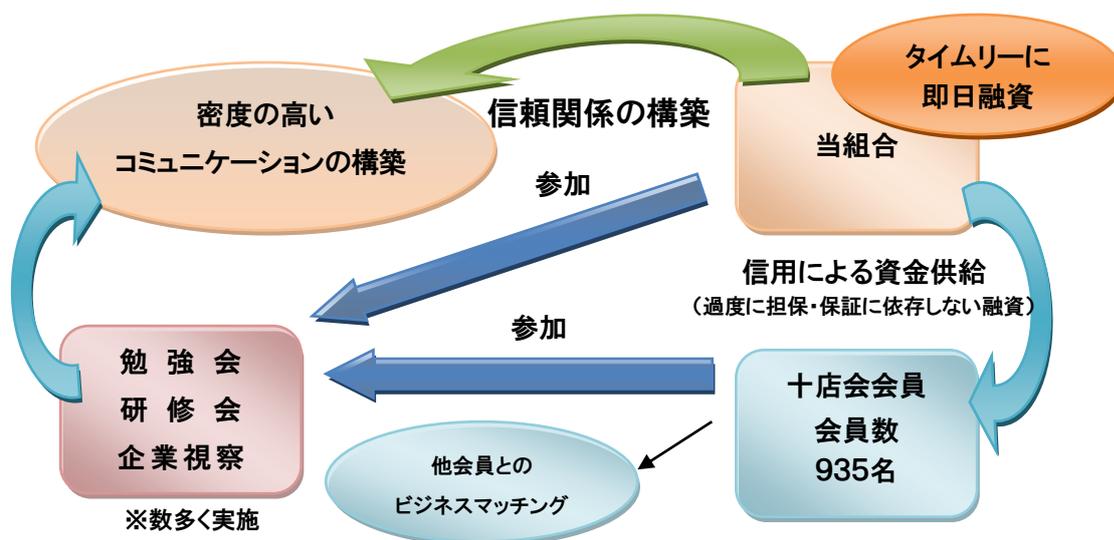
過度に担保・保証に依存しない融資として、当組合のお客さまの交流組織である各店の「十店会」の会員を対象とした当組合独自の融資制度を用意しております。

- ・ 年商の1/5、または20百万円以内、いずれか低い額までの融資枠を設定し、即日、融資する制度です。
- ・ 各営業店は、「十店会」会員が新しい時代に向けての適応性と成長性を高めるため定期的に行う勉強会や研修会に参加して、会員とコミュニケーションを密にし、信頼関係を構築したうえで、同会員に対して、原則無担保、無保証人にて融資いたします。また、併せて、異業種交流によるビジネスマッチングの場を提供しております。
- ・ 実績は以下の通りです。

令和3年3月末残高 601件/2,343百万円

(令和2年度は1,219件、51億円実行いたしました)

尚、東日本大震災及び台風19号被害においては、十店会会員向けに特別融資を行いました。



中小零細事業者支援の県制度融資「信用組合資金」

全国の都道府県では唯一の信用組合の組合員を対象とした福島県の制度融資です。

- ・ 運転資金、設備資金ともに25百万円までのご利用となります。
- ・ 実績は以下の通りです。

令和3年3月末残高 1,255件/5,232百万円

(令和2年度は143件、10億円実行いたしました)

「十店会」とは・・・

- ・ けんしんの創業当時、十の異業種のお客様との交流によってお互いを支えあい、ともに成長してきたという考え方から、この原点を大切にして、経営力強化を図るという考え方で「十店会」は組織化されました。
- ・ 事業者の方々への「コミュニティ」の創設
- ・ ビジネスマッチングの場の提供
- ・ 勉強会、研修会等による経営力強化
- ・ 定期的な交流による会員相互の信頼関係の構築

十店会会員の現況

平成15年4月、南福島支店において会員74名にて最初に設立され、その後、各店において設立。全店での組織化がなされております。令和2年度末現在、会員数935名にて活動中です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大などを受け、活動を自粛せざるを得ない状況になりました。

令和3年度の活動は新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、安全を第一とした活動を行ってまいります。新型コロナウイルスの感染拡大は地域経済へ大きな影響を与えておりますが、十店会の基本にある「事業者の方々との「コミュニティ」の創設」「会員相互の信頼関係の構築」を重視し、新しい交流の形を検討してまいります。

また、地元企業の後継者及び若手経営者等による組織で、会員相互の研修の場として、後継者育成と地域の活性化を図ることを目的とした「ヤング十店会」を平成27年9月に設立しました。

ヤング十店会の会員は「けんしん十店会」に加入している法人及び個人事業者の後継者または若手経営者とし、各店の十店会の下部組織として所属しています。会員は原則として50歳未満を対象としています。令和2年度末現在、会員数は102名です。

ヤング十店会も、十店会同様、講演会や企業視察を積極的に行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大などを受け、活動のほとんどを中止にせざるを得ない状況になりました。

須賀川支店十店会による寄贈

令和3年6月、須賀川支店十店会は、須賀川市の公立岩瀬病院に飲料水と緑茶計30ケース、720本を寄贈しました。新型コロナウイルス禍の中で、地域医療に尽力する医療従事者を応援しようと寄贈を行いました。

十店会は勉強会等の活動を自粛せざるを得ない状況でしたが、地域の為にできる活動を今後も続けて参ります。



地域の皆様とのふれあい「イベント」事業

けんしんは例年、各店毎に「けんしん商店街イベント」を開催しています。

地元商店の皆さまなどに呼びかけ、模擬店舗を開き商品展示・即売など皆様楽しんでいただきながら、ふれあいの場・情報交換の場を提供しています。また、会場に特設のステージを設けて各種催しを行っています。地域の太鼓保存会やダンス愛好会などの文化活動の発表の場としても活用いただいています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染を避けるため、予定していた「けんしん商店街イベント」はやむなく開催を見送ることとなりました。

また、現在においても、「けんしん商店街イベント」のような人が集まる催しを行うことが難しい状況になっています。

今後は地域の皆様の安全を第一に考え、「イベント」事業の開催を検討してまいります。1日も早く、「イベント」などの催しを通じて、地域の皆様の笑顔に触れられる日が来ることを願っています。



また、本店営業部は平成8年から「みどりの街づくり運動」を実施しています。毎年営業地区の家庭に苗木(枝垂桜・紅梅・花水木など)を植えています。また、初夏には朝顔を育苗し市内の家庭に届けています。この運動は全国的に評価され「全国信用組合表彰式」(平成12年10月20日開催)で「しんくみ運動社会貢献表彰」を受賞しました。

令和2年に続いて、令和3年4月・5月に予定していたみどりの街づくり運動も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見送りました。

平成8年から24年間毎年実施しており、東日本大震災の後も時期を調整などして継続して行ってきたこの運動が実施できなかったことを、職員一同とても残念に思っています。1日も早く、地域の皆様に緑と笑顔を届けることができる日が来ることを、心待ちにしています。



重い病気や障がいをもった子供たちを支援

けんしんは福島県信用組合協会を通じて、毎年「ピーターパンカード」(信用組合の社会貢献クレジットカード)寄付金とチャリティ募金で、重い病気や障がいをもった子どもたちを支援し続けています。

平成22年 8月	会津若松市の児童福祉施設「ゆめみっこ」へ電化製品8点を寄贈
23年10月	福島県総合療育センターに浴槽用ストレッチャー・水まわり用車椅子等医療福祉用品5点を寄贈
24年 7月	児童デイサービスNPO法人「杜のくまさん」に電動ベッド・エアコンを寄贈
24年11月	相馬市の障がい児放課後支援「ゆうゆうクラブ」に遊具を寄贈
26年 3月	総合児童発達支援センター「アルバ」に遊具を寄贈
26年 3月	いわき福音協会福島整肢療護園に特注着替え用プラットホームなど医療福祉用品を寄贈
26年 7月	会津若松市の特定非営利活動法人「ほっとハウスやすらぎ」に遊具を寄贈
26年12月	南相馬市の特定非営利活動法人「きぼう」に遊具を寄贈
27年12月	福島市の特定非営利活動法人パンダハウスを育てる会に施設利用者のための寝具一式を寄贈
28年12月	福島市の特定非営利活動法人パンダハウスを育てる会に施設利用者のための羽布団・マット等を寄贈
29年 9月	福島市の特定非営利活動法人パンダハウスを育てる会に施設利用者のための寝具一式等を寄贈
30年 1月	会津若松市の総合発達支援プラザふらっぷに施設利用者のための遊具や絵本等を寄贈
30年 8月	いわき市の特定非営利活動法人VIDAにバリアフリー施設整備資金を寄贈
30年12月	南相馬市の特定非営利活動法人自然環境応援団に遊具を寄贈
令和元年 9月	玉川村の児童養護施設「森の風学園」に児童送迎用の自動車を寄贈
2年 1月	会津若松市の特定非営利活動法人杜のくまさんにシステムキッチン寄贈
2年 7月	いわき市のNPO法人「ままは一と」に特殊寝台などの介護用品を寄贈
2年12月	南相馬市のNPO法人「あさがお」に児童発達支援に係る遊具等一式を寄贈

「しんくみピーターパンカード」は信用組合業界のクレジットカードとして(株)オリエントコーポレーションが発行し、そのカード利用代金決済を全国の信用組合で行っているものであります。ピーターパンカードの利用代金の0.3%と福島県信用組合役職員からのチャリティ募金をあわせて、地域の子どもたちの諸施設に社会貢献活動の一環として寄付をしています。

苦情に対する措置・紛争解決のための措置等

＜当組合の苦情に対する措置＞

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けております。お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先 「お取引店舗」または「よろず相談室」にお願いいたします。

名称	よろず相談室
住所	〒963-8877 郡山市堂前町7-7
電話	024-922-7711
受付時間	9:00～17:00（土日・祝日および金融機関休業日を除く）

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所でも受付けています。

（詳しくは、よろず相談室へご相談ください）

名称	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話	03-3567-2456
受付時間	9:00～17:00（土日・祝日および金融機関休業日を除く）

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

＜紛争解決のための措置等の概要＞

仙台弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合よろず相談室またはしんくみ苦情等相談所へお申し出ください。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、仙台市や東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名称	仙台弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
電話	022-223-1005	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249

なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご紹介ください。

保険商品の取扱いに係る申立については、下記仲裁センターへ申し出ることも可能です。

名称	生命保険相談所 一般社団法人生命保険協会	そんぽADRセンター 一般社団法人日本損害保険協会
電話	03-3286-2648	0570-022-808

福島県沖地震について

東日本大震災から10年の節目を迎えようとしていた矢先、令和3年2月13日に福島県沖で震度6強の地震が起きました。地震で被災された方に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

この地震により、お亡くなりになった方が1名、負傷者186名、住宅全壊69棟、住宅半壊729棟などの大きな被害があり、その多くが福島県内での被害となってしまいました。

令和3年2月の「福島県沖地震」は、気象庁より東日本大震災の余震活動と推定され、未だに震災の影響が終わっていないことを認識する出来事となりました。

震災・原発事故からの復興は、避難指示地区の解除など着実な前進がある一方で、汚染水処理問題を始めとする根強い風評の問題や災害の風化の問題などいまだ多くの課題を抱えています。令和元年の台風19号被災の経験も踏まえ、地域と一体となって防災意識を高め、復興を支援して参ります。

「福島県沖地震」では、当組合においても被害を受けました。本店建物では建物に一部亀裂がはいり、一部の備品が散乱しましたが、翌営業日からは全店通常営業を行いました。



台風19号に被災した本宮支店が再オープン

令和2年4月6日に、被災した本宮支店と同じ場所に、本宮支店が再オープンしました。本宮支店は令和元年10月12日から13日にかけて福島県を通過した台風19号により大きな被害を受けました。

屋根まで冠水し、丸1日水が引かない状況でした。営業室内・金庫室内が水没し、全ての電気設備が使用不可能になりました。翌営業日である10月15日は年金振込日でもあり、多くのお客様がご来店頂く日ですので、職員一丸となって店舗内の清掃をいち早く行い、簡易的な窓口を設置しました。その後、直線距離約9キロに位置し、倉庫として利用していた旧日和田支店を仮店舗として設置し営業をしておりました。

本宮支店のお客様に広く意見を求めた結果、同じ場所での再開を望む声が多く、再オープンの運びとなりました。

今後は被災の経験を活かし、金融・相談を通じて、地域経済の成長発展に貢献してまいります。



カウンターをなくし、開放的な空間に店内を改装しました。

新型コロナウイルスの対応

けんしんでは、新型コロナウイルス感染拡大に際し、信用組合の本旨である顧客事業所等への訪問が自粛される中で、取引先の事業所に対し、支援の為電話主体による影響のヒアリングを重ねました。

令和2年3月9日より福島県において新型コロナウイルス対応の特別資金が創設され取扱いを開始しました。条件が合致しない先については「ふくしま復興特別資金」を利用することで対応をしました。4月14日からは新型コロナの影響に係る「条件変更手数料」の無料化を開始しました。5月の大型連休中には、本店・須賀川支店・南福島支店の3店舗を「新型コロナウイルス感染症の影響に係る相談窓口」として設置し、顧客対応をいたしました。



令和2年5月1日からは「福島県新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)」が創設されたことから、当組合では前もってヒアリングをしていた先に改めて同制度のご案内をし、利用希望の確認をいたしました。その結果、想像以上の需要があることが分かり、それを受けて、本部職員による営業店支援体制を強化する他、各店より選抜した「融資上級研修者」10名を申込の多い店舗にスケジュールを組んで早期実行の為、支援に当たりました。

お客さまの資金繰り対応の他、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、職場内での感染予防対策の徹底として通常の清掃に加えて手の触れる箇所の消毒の徹底を行い、記帳台・ATMコーナー・窓口カウンターの3か所の消毒液を置き、利用の推進をいたしました。3つの「密」防止のため、定例の会議も規模を縮小し、外部との会議ではオンラインを活用したウェブ会議を行いました。理事会や総代会などの開催に際してはアクリルボードでの仕切りを行い、できる限りの対策を実施しました。



新型コロナウイルス対策 福島県に寄贈

令和2年7月、けんしんと取引先の若手経営者らでつくる、けんしんヤング十店会が合同で、福島県に新型コロナウイルス感染防止対策に役立ててもらおうと、計210万円を寄付しました。

福島県からは「感染防止対策全般に活用します」との謝辞を頂きました。



貸借対照表	32	債務保証見返担保種類別残高	45
損益計算書	35	貸出金償却額	45
剰余金処分計算書	36	代理貸付残高の内訳	46
財務諸表の適正性、内部監査の有効性について経営責任に関する確認書	36	リスク管理債権及び同債権に対する保全額	46
監査の状況	36	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	47
主要な経営指標の推移	37	その他項目	
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等	37	有価証券、金銭信託の取得価額又は契約価額、時価及び	47
総資金利鞘等	38	有価証券種類別残存期間別残高	48
業務粗利益及び業務純益等	38	有価証券種類別平均残高	48
受取利息および支払利息の増減	39	商品有価証券種類別平均残高	49
役務取引の状況	39	先物取引の時価情報	49
その他業務収益の内訳	39	オプション取引の時価情報	49
経費の内訳	40	公共債引受額	49
総資産利益率	40	公共債窓販実績	49
職員1人当りの預金及び貸出金残高	40	公共債ディーリング実績	49
1店舗当りの預金及び貸出金残高	41	内国為替取扱実績	49
預貸率及び預証率	41	外貨建資産残高	49
オフ・バランス取引の状況	41	自己資本の充実の状況等	
預金項目		自己資本の構成に関する事項	50
預金積金種目別平均残高	42	自己資本の充実度に関する事項	52
金利区分別定期預金残高	42	信用リスクに関する事項	53
預金者別預金残高	42	信用リスク削減手法に関する事項	57
財形貯蓄残高	42	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	58
貸出金項目		証券化エクスポージャーに関する事項	58
貸出金種類別平均残高	43	オペレーショナル・リスクに関する事項	58
貸出金金利区分別残高	43	出資エクスポージャーに関する事項	59
貸出金用途別残高	43	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	59
貸出金業種別残高	44	金利リスクに関する事項	59
消費者ローン・住宅ローン残高	44	自己資本調達手段の概要	60
貸出金担保種類別残高	45		

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
当組合は信託業務の取り扱いはありません。

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,783	1,398	預金・積金	191,232	196,609
預 け 金	62,428	68,979	当 座 預 金	315	412
有 価 証 券	6,468	6,443	普 通 預 金	52,741	60,812
国 債	—	—	貯 蓄 預 金	8	76
地 方 債	2,125	2,122	通 知 預 金	1,012	2
社 債	4,294	4,281	別 段 預 金	203	307
株 式	47	37	納 税 準 備 預 金	4	4
そ の 他 の 証 券	1	1	定 期 預 金	123,005	120,507
貸 出 金	126,683	126,525	定 期 積 金	13,943	14,484
割 引 手 形	519	424	借 用 金	—	700
手 形 貸 付	12,813	6,310	当 座 借 越	—	700
証 書 貸 付	109,220	116,551	そ の 他 負 債	665	510
当 座 貸 越	4,129	3,239	未 決 済 為 替 借	27	27
そ の 他 資 産	874	837	未 払 費 用	73	59
未 決 済 為 替 貸	9	7	給 付 補 填 備 金	19	11
全 信 組 連 出 資 金	300	300	未 払 法 人 税 等	8	14
前 払 費 用	4	4	前 受 収 益	74	73
未 収 収 益	163	160	払 戻 未 済 金	167	168
そ の 他 の 資 産	397	364	職 員 預 り 金	3	—
有 形 固 定 資 産	3,400	3,456	リ ー ス 債 務	96	73
建 物	1,252	1,281	資 産 除 去 債 務	8	8
土 地	1,970	1,970	そ の 他 の 負 債	185	73
リ ー ス 資 産	96	73	賞 与 引 当 金	17	20
建 設 仮 勘 定	3	26	退 職 給 付 引 当 金	75	71
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	76	103	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	179	162
無 形 固 定 資 産	13	31	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	8	18
ソ フ ト ウ エ ア	1	21	偶 発 損 失 引 当 金	1	1
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	11	10	債 務 保 証	206	154
繰 延 税 金 資 産	344	327	負 債 の 部 合 計	192,387	198,249
債 務 保 証 見 返	206	154	(純資産の部)		
貸 倒 引 当 金	△1,736	△1,776	出 資 金	5,790	5,784
(うち個別貸倒引当金)	(△1,639)	(△1,670)	普 通 出 資 金	5,790	5,784
			利 益 剰 余 金	2,269	2,327
			利 益 準 備 金	1,475	1,494
			そ の 他 利 益 剰 余 金	794	833
			特 別 積 立 金	605	655
			当 期 未 処 分 剰 余 金	189	178
			組 合 員 勘 定 計	8,059	8,111
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18	16
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	18	16
			純 資 産 の 部 合 計	8,078	8,128
資 産 の 部 合 計	200,465	206,377	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	200,465	206,377

貸借対照表の注記事項

- (1) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 30～50年 その他 5～15年
- (3) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (6) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に将来の見込みに係る必要な修正を加えた予想損失額に基づき引当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店が一次査定を実施し、自己査定委員会において二次査定を実施しております。二次査定が終了した後、監査部を中心とした三次査定者が査定についての検証を行ない、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- (7) 賞与引当金は、従業員の賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
年金資産の額 326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金との合計額 282,169百万円
差引額 43,960百万円
②制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(令和2年3月31日現在) 0.970%
③補足説明
上記①の差引額の主なる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金66百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- (9) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- (11) 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- (12) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- (13) 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 1,776百万円
貸倒引当金の算出方法は、(6)に記載しております。
主な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であ

ります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 327百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額並びに一時差異の損金算入時期によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(14) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は201百万円であります。

(15) 有形固定資産の減価償却累計額は、2,672百万円であります。

(16) 貸出金のうち、破綻先債権額は1,928百万円、延滞債権額は3,441百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(17) 貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権額は、17百万円であります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(18) 貸出金のうち貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(19) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、5,387百万円であります。

なお、(16)～(19)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(20) 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、424百万円であります。

(21) 担保提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産	預 け 金 13,000百万円
担保資産に対応する債務	預 金 17,923百万円

上記のほか、公金取扱い及び為替取引のために預け金15,060百万円を担保として提供しております。

(22) 出資1口当たりの純資産額は、1,405円25銭であります。

(23) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

②金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

1.信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関しては、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、ポートフォリオ管理を行うと共に、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか顧客部並びに資産管理部により行われ、また、定期的に理事会へ報告を行っております。

2.市場リスクの管理

i.金利リスクの管理

当組合は、金利リスクに関しては、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
統合的リスク管理方針や市場リスク管理方針等によりリスク管理を明記し、必要に応じて理事会へ状況報告を行っております。

経理部では、月次処理で金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスクの内容を毎月経営陣へ報告しております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックをしております。

ii. 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関しては、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程に基づき管理しております。

iii. 価格変動リスクの管理

当組合は、価格変動リスクに関しては、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程に基づき管理し、運用部門である経理部は、稟議により有価証券種類別の運用枠やリスクリミットの承認を受け、その範囲で運用しております。

当組合で保有している株式は、業界関係等が主なものであります。価格変動リスクについては、毎月経営陣へ報告いたしております。

iv. 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」及び「借入金」の市場リスクを VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。

当組合の VaR は、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」及び「借入金」についてモンテカルロ・シミュレーション法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間2年)により算出しており、令和3年3月31日現在で当組合の市場リスク量(損失額の推定値)は全体で2,279万円です。

3. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスクに関しては、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程に基づき流動性リスクの管理を行っております。

(24) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	68,979	69,085	105
(2)有価証券			
その他有価証券	6,404	6,404	-
(3)貸出金(*1)	126,525	124,261	-2,264
貸倒引当金(*2)	△1,728		
	124,797	124,261	△535
金融資産計	200,181	199,751	△429
(1)預金積金(*1)	196,609	196,668	59
(2)借入金(*1)	700	700	-
金融負債計	197,309	197,368	59

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(24)に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額。

② ①以外については、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR等)で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金及び定期積金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	37
組合出資金(*2)	301
合計	339

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(25) 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下(27)まで同様であります。

売買目的に区分した有価証券はありません。

満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

その他有価証券うち時価のあるものについては、時価評価を行っております。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
地方債	2,122	2,101	21
社債	3,264	3,240	24
小計	5,387	5,342	45

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
地方債	-	-	-
社債	1,017	1,039	△22
小計	1,017	1,039	△22
合計	6,404	6,381	22

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(26) 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
16百万円	6百万円	一百万円

(27) その他有価証券のうち満期のあるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
地方債	-	505	1,617	-
社債	-	1,025	1,730	1,526
合計	-	1,530	3,348	1,526

(28) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,451百万円であり、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(29) 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	247百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	19
その他有価証券評価差額金	6
その他	224
繰延税金資産小計	497
評価性引当額	157
繰延税金資産合計	339
繰延税金負債	
建物(減価償却資産)	0
その他有価証券評価差額金	12
繰延税金負債合計	12
繰延税金資産の純額	327百万円

損益計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度
経常収益	2,837,660	2,722,955
資金運用収益	2,477,644	2,417,452
貸出金利息	2,363,780	2,303,797
預け金利息	87,967	86,215
有価証券利息配当金	16,295	17,538
その他の受入利息	9,600	9,901
役員取引等収益	239,668	233,946
その他業務収益	71,667	40,410
その他経常収益	48,680	31,145
償却債権取立益	2,573	894
株式等売却益	1,314	6,862
その他の経常収益	44,792	23,388
経常費用	2,661,035	2,593,508
資金調達費用	104,617	74,731
預金利息	96,934	68,414
給付補填備金繰入額	7,646	6,281
借入金利息	—	—
その他の支払利息	36	35
役員取引等費用	403,769	378,998
その他業務費用	4,502	3,428
経費	1,997,560	1,988,418
人件費	1,209,897	1,186,134
物件費	750,271	765,172
税	37,391	37,111
その他経常費用	150,585	147,931
貸倒引当金繰入額	77,448	100,638
貸出金償却	48,064	3,589
その他の経常費用	25,072	43,703
経常利益	176,624	129,446
特別利益	77,980	21,519
固定資産処分益	20	32
その他の特別利益	77,959	21,486
特別損失	84,217	490
固定資産処分損失	13,982	490
その他の特別損失	70,235	—
税引前当期純利益	170,387	150,475
法人税、住民税及び事業税	10,904	16,913
法人税等調整額	24,482	17,399
当期純利益	135,000	116,163
繰越金(当期首残高)	54,363	62,154
経営安定積立金取崩額	—	—
当期未処分剰余金	189,363	178,317

(損益計算書の注記事項) (1)出資1口当たりの当期純利益額は、20円2銭であります。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	189,363	178,317
特別積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	127,208	125,892
利益準備金	19,000	18,000
出資に対する配当金	58,208	57,892
	(年1.0%の割合)	(年1.0%の割合)
経営安定積立金	50,000	50,000
繰越金(当期末残高)	62,154	52,425

財務諸表の適正性、内部監査の有効性について経営者責任に関する確認書

確認書

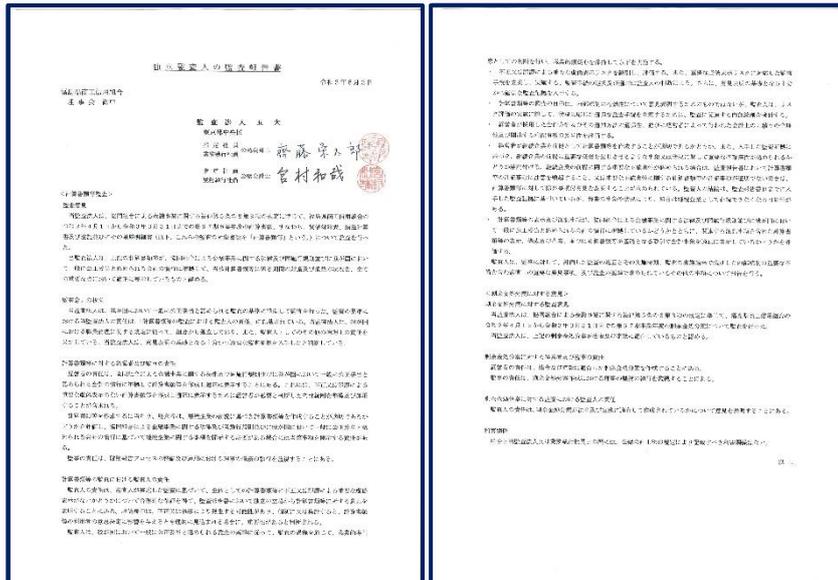
私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書の適正性、および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年5月26日
福島県商工信用組合

理事長 須佐 喜夫

監査の状況

監査法人の監査報告書



監事の監査報告書



当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人五大」の監査を受けております。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円、口、人、%)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	2,963	2,838	2,875	2,837	2,722
経常利益(損失)	108	△408	163	176	129
当期純利益(損失)	49	△438	130	135	116
預金積金残高	187,013	191,480	196,937	191,232	196,609
貸出金残高	124,271	125,670	127,852	126,683	126,525
有価証券残高	8,969	9,982	7,126	6,468	6,443
総資産額	196,386	200,623	206,159	200,465	206,377
純資産額	8,345	7,929	8,060	8,078	8,128
自己資本比率(単体)	10.00	9.20	9.00	9.09	9.62
出資総額	5,742	5,801	5,823	5,790	5,784
出資総口数	5,742,296	5,801,010	5,823,304	5,790,406	5,784,278
出資に対する配当金	56	57	58	58	57
職員数	238	230	211	190	191

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	令和元年度	202,443	2,477,644	1.22
	令和2年度	207,458	2,417,452	1.16
うち 貸出金	令和元年度	121,546	2,363,780	1.94
	令和2年度	125,166	2,303,797	1.84
" 預け金	令和元年度	73,689	87,967	0.11
	令和2年度	75,552	86,215	0.11
" 有価証券	令和元年度	6,907	16,295	0.23
	令和2年度	6,440	17,538	0.27
資金調達勘定	令和元年度	199,201	104,617	0.05
	令和2年度	204,240	74,731	0.03
うち 預金積金	令和元年度	199,105	104,580	0.05
	令和2年度	203,537	74,695	0.03
" 譲渡性預金	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
" 借入金	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	615	—	0.00

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度 1,440 百万円、令和2年度 1,418 百万円)を控除して表示しています。

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回 (A)	1.22	1.16
資金調達原価率 (B)	1.05	1.00
総資金利鞘 (A-B)	0.17	0.16

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円、%)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	2,373,027	2,342,721
資金運用収益	2,477,644	2,417,452
資金調達費用	104,617	74,731
役務取引等収支	△164,101	△145,052
役務取引等収益	239,668	233,946
役務取引等費用	403,769	378,998
その他の業務収支	67,164	36,981
その他業務収益	71,667	40,410
その他業務費用	4,502	3,428
業務粗利益	2,276,090	2,234,650
業務粗利益率	1.12	1.07
業務純益	293,996	245,728
実質業務純益	287,717	254,998
コア業務純益	287,717	254,998
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	287,717	254,998

(注)1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定計平均残高×100

2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	対前期増減	金額	対前期増減
受取利息	2,477,644	△19,251	2,417,452	△60,192
支払利息	104,617	△15,558	74,731	△29,885

役務取引の状況

(単位:千円)

	令和元年度		令和2年度	
	役務取引等収益	239,668		233,946
受入為替手数料	63,297		61,934	
その他の受入手数料	176,370		171,952	
その他の役務取引等収益	—		59	
役務取引等費用	403,769		378,998	
支払為替手数料	38,654		34,569	
その他の支払手数料	924		312	
その他の役務取引等費用	364,190		344,117	

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

	令和元年度		令和2年度	
	外国通貨売買益	—		—
国債等債券売却益	—		—	
国債等債券償還益	—		—	
その他の業務収益	71,667		40,410	
その他業務収益合計	71,667		40,410	

経費の内訳

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
人件費	1,209,897	1,186,134
報酬給与手当	971,119	953,592
賞与引当金繰入額	427	3,611
退職給付費用	77,772	69,801
社会保険料等	160,577	159,128
物件費	750,271	765,172
事務費	287,319	316,701
固定資産費	159,398	169,910
事業費	74,346	47,755
人事厚生費	30,859	25,978
預金保険料	63,602	62,945
有形固定資産償却	132,639	138,280
無形固定資産償却	2,105	3,601
税金	37,391	37,111
経費合計	1,997,560	1,988,418

総資産利益率

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.08	0.06
総資産当期純利益率	0.06	0.05

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
職員1人当りの預金残高	1,006	1,029
職員1人当りの貸出金残高	666	662

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
1店舗当りの預金残高	11,952	12,288
1店舗当りの貸出金残高	7,917	7,907

預貸率及び預証率

(単位:%)

		令和元年度	令和2年度
預貸率	期中平均	61.04	61.49
	期末	66.24	64.35
預証率	期中平均	3.46	3.16
	期末	3.38	3.27

(注)預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

オフ・バランス取引の状況

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
債務保証見返	206	154

<預金項目>

預金積金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	55,785	28.0	65,286	32.0
定期性預金	143,319	71.9	138,251	67.9
譲渡性預金その他	—	-	—	-
合計	199,105	100.0	203,537	100.0

金利区分別定期預金残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	121,529	98.8	119,140	98.8
変動金利定期預金	—	—	—	—
その他区分による定期預金	1,475	1.1	1,366	1.1
合計	123,005	100.0	120,507	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	128,628	67.2	127,783	64.9
法人	62,603	32.7	68,826	35.0
一般法人等	39,838	20.8	46,092	23.4
金融機関	1,005	0.5	1	0.0
公金	21,759	11.3	22,732	11.5
合計	191,232	100.0	196,609	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
財形貯蓄残高	854	865

<貸出金項目>

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	576	0.4	416	0.3
手形貸付	8,795	7.2	7,335	5.8
証書貸付	108,561	89.3	114,196	91.2
当座貸越	3,613	2.9	3,218	2.5
合計	121,546	100.0	125,166	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	66,469	52.4	68,242	53.9
変動金利貸出	60,213	47.5	58,282	46.0
合計	126,683	100.0	126,525	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	64,581	50.9	67,081	53.0
設備資金	62,101	49.0	59,444	46.9
合計	126,683	100.0	126,525	100.0

(注)個人向け貸出金については、住宅資金は設備資金、消費・納税資金等は運転資金として表示しています。

貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	5,047	4.0	5,423	4.2
農業、林業	778	0.6	677	0.5
漁業	41	0.0	46	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	11,694	9.2	14,715	11.6
電気・ガス・熱供給・水道業	105	0.1	95	0.0
情報通信業	460	0.4	559	0.4
運輸業、郵便業	4,414	3.5	5,827	4.5
卸売業・小売業	6,071	4.8	7,383	5.8
金融業・保険業	302	0.2	221	0.1
不動産業	15,104	11.9	15,044	11.8
物品賃貸業	315	0.2	348	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	799	0.6	1,103	0.8
宿泊業	1,867	1.5	1,949	1.5
飲食業	1,273	1.0	1,538	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	2,030	1.6	2,087	1.6
教育、学習支援業	583	0.5	446	0.3
医療、福祉	2,243	1.8	1,674	1.3
その他のサービス	6,751	5.3	6,582	5.2
その他の産業	835	0.7	848	0.6
小計	60,720	47.9	66,574	52.6
国・地方公共団体等	21,380	16.9	16,674	13.1
個人(住宅・消費・納税資金等)	44,582	35.2	43,277	34.2
合計	126,683	100.0	126,525	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
消費者ローン	6,761	6,408
住宅ローン	30,434	29,862

貸出金担保種類別残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当信用組合預金積金	808	0.6	857	0.6
有価証券	—	—	—	—
動産	67	0.0	53	0.0
不動産	68,285	53.9	64,964	51.3
その他	519	0.4	419	0.3
小計	69,680	55.0	66,294	52.4
信用保証協会・信用保険	17,923	14.1	29,761	23.5
保証	554	0.4	472	0.3
信用	38,524	30.4	29,996	23.7
合計	126,683	100.0	126,525	100.0

債務保証見返担保種類別残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当信用組合預金積金	9	4.7	3	2.2
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	11	5.6	20	13.2
その他	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	185	89.5	130	84.5
信用	—	—	—	—
合計	206	100.0	154	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却	48	3

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
全国信用協同組合連合会	1	0
株式会社商工組合中央金庫	177	121
株式会社日本政策金融公庫	30	28
独立行政法人住宅金融支援機構	481	398
独立行政法人福祉医療機構	3	3
合計	693	552

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

	令和元年度	令和2年度
リスク管理債権総額 (A)	4,815	5,387
破綻先債権額	1,669	1,928
延滞債権額	3,117	3,441
3ヵ月以上延滞債権額	28	17
貸出条件緩和債権	—	—
担保・保証等 (B)	2,053	2,477
貸倒引当金 (C)	1,646	1,670
保全額合計 (D)=(B)+(C)	3,700	4,147
担保・保証等、引当金による保全率 (D)/(A)	76.83	76.99
貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)	59.60	57.40

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未收利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未收利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更正法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未收利息不計上貸出金です。
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1. および2. を除く)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
- 「担保・保証等(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

	(単位:百万円、%)	
	令和元年度	令和2年度
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	2,395	2,688
危険債権	2,396	2,685
要管理債権	28	17
不良債権計 (A)	4,820	5,391
正常債権	122,174	121,440
合計	126,995	126,831
担保・保証等 (B)	2,058	2,480
貸倒引当金 (C)	1,646	1,671
保全額合計 (D)=(B)+(C)	3,704	4,151
担保・保証等、引当金による保全率(D)/(A)	76.85	77.00
貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)	59.60	57.42

- 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等(B)」は、「不良債権計(A)」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

<その他項目>

有価証券、金銭信託の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

		(単位:百万円)		
		取得価額 または契約価額	時価	評価損益
有価証券	令和元年度	6,443	6,468	25
	令和2年度	6,420	6,443	22
金銭の信託	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
デリバティブ商品	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、非上場株式(令和元年度47百万円、令和2年度37百万円)、及びその他の有価証券(令和元年度1百万円、令和2年度1百万円)があります。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

	年度	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	令和2年度	—	—	—	—
地方債	令和元年度	—	—	2,125	—
	令和2年度	—	505	1,617	—
短期社債	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
社債	令和元年度	—	1,027	1,726	1,540
	令和2年度	—	1,025	1,730	1,526
外国証券	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
その他の証券	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
合計	令和元年度	—	1,027	3,852	1,540
	令和2年度	—	1,530	3,348	1,526

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	—	—	—	—
地方債	3,589	51.9	2,101	32.6
短期社債	—	—	—	—
社債	3,266	47.2	4,292	66.6
株式	48	0.7	44	0.6
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	2	0.0	1	0.0
合計	6,907	100.0	6,440	100.0

商品有価証券種類別平均残高

該当事項はありません。

先物取引の時価情報

該当事項はありません。

オプション取引の時価情報

該当事項はありません。

公共債引受額

該当事項はありません。

公共債窓販実績

該当事項はありません。

公共債ディーリング実績

該当事項はありません。

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

		令和元年度		令和2年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	87,619	127,564	86,794	105,945
	他の金融機関から	134,478	91,571	141,213	95,188
代金取立	他の金融機関向け	457	801	334	636
	他の金融機関から	231	189	183	197

外貨建資産残高

該当事項はありません。

＜自己資本の充実の状況等＞

1. 自己資本の構成に関する事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、当組合が積み立てている以外のものは、地域の皆様による普通出資金によります。また、当組合では優先出資の取扱いはありません。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、現在の当組合の自己資本比率は、国内基準である4%を上回る水準にあり、経営の健全性・安全性を十分に確保しております。

尚、今後の自己資本の充実策については、収益からの内部留保の積み上げを目指しております。

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	8,001	8,053
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,790	5,784
うち、利益剰余金の額	2,269	2,327
うち、外部流出予定額(△)	58	57
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	98	107
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	98	107
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,100	8,161
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	9	23
うち、のれんに関するものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	23
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他の金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他の金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	23
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	8,090	8,138
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計	83,961	79,551
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,016	4,986
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	88,978	84,537
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.09%	9.62%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	83,961	3,358	79,551	3,182
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	83,961	3,358	79,551	3,182
(i)ソブリン向け	142	5	141	5
(ii)金融機関向け	12,485	499	13,795	551
(iii)法人等向け	16,011	640	12,539	501
(iv)中小企業等・個人向け	33,544	1,341	31,399	1,255
(v)抵当権付住宅ローン	8,413	336	7,793	311
(vi)不動産取得等事業向け	4,064	162	4,515	180
(vii)三月以上延滞等	2,612	104	2,728	109
(viii)信用保証協会等による保証	608	24	604	24
(viii)出資等	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix)他の金融機関等の対象資本等調達手段うち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	300	12	300	12
(ix)その他	5,778	231	5,732	229
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトの見直し計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—

⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	5,016	200	4,986	199
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	88,978	3,559	84,537	3,381

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には出資金・取立未済手形・その他の資産等が該当しております。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスクの管理の方針および手続の概要

融資は、特定の業種や取引先に偏らない小口多数を基本にしています。貸出先全体のなかで1億円未満の貸出先数の占める割合は98.0%、貸出金残高で1億円未満の貸出の占める割合は63.3%となっております。また融資研修を実施して人材教育に努めております。資産査定は「自己査定委員会」が相互牽制機能を発揮して厳格に実施しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に適格格付機関を使用する場合は、以下を採用します。尚、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行いません。

ムーディーズ、スタンダード＆プアーズ(S&P)、フィッチレーティングス、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)

(3) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<種類別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	5,209	5,568	5,209	5,568	—	—	27	26
農業、林業	1,020	913	1,020	913	—	—	—	—
漁業	41	46	41	46	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	13,023	16,005	13,023	16,005	—	—	314	666
電気・ガス・熱供給・水道業	1,961	1,940	132	119	1,829	1,821	7	7
情報通信業	460	559	460	559	—	—	23	2
運輸業、郵便業	4,662	6,031	4,662	6,031	—	—	—	—
卸売業、小売業	6,617	7,907	6,617	7,907	—	—	211	102
金融業、保険業	324	272	324	272	—	—	21	20
不動産業	16,077	15,852	16,077	15,852	—	—	1,205	1,129
物品賃貸業	315	348	315	348	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,044	1,317	1,044	1,317	—	—	4	4
宿泊業	1,867	1,949	1,867	1,949	—	—	478	478
飲食業	1,732	2,005	1,732	2,005	—	—	124	90
生活関連サービス業、娯楽業	2,516	2,557	2,516	2,557	—	—	71	66
教育、学習支援業	583	446	583	446	—	—	—	—
医療、福祉	2,246	1,677	2,246	1,677	—	—	—	—
その他のサービス	7,549	7,452	7,549	7,452	—	—	270	366
その他の産業	835	849	835	849	—	—	66	65
国・地方公共団体等	25,948	21,237	21,383	16,677	4,565	4,560	—	—
個人	39,347	38,224	39,347	38,224	—	—	766	702
その他	68,787	74,969	—	—	—	—	—	—
業種別合計	202,176	208,131	126,995	126,780	6,394	6,381	3,593	3,730

エクスポージャー 区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高					
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ以外のオフ・バ ランス取引		債券	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1年以下	17,267	10,270	17,267	10,270	—	—
1年超3年以下	7,197	8,763	7,197	7,741	—	1,021
3年超5年以下	12,858	11,711	11,829	11,209	1,029	501
5年超7年以下	14,544	13,131	13,242	11,331	1,301	1,800
7年超10年以下	22,833	33,155	20,312	31,636	2,521	1,518
10年超	54,545	52,885	53,003	51,345	1,541	1,539
貸出金に関する期間の定めのないもの	4,141	3,244	4,141	3,244	—	—
その他	68,787	74,969	—	—	—	—
残存期間別合計	202,176	208,131	126,995	126,780	6,394	6,381

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャー、残存期間の判定困難なエクスポージャーであります。具体的には現金・取立未済手形・出資金・有形固定資産等が含まれております。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び増減額

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	97	△6	106	9
個別貸倒引当金	1,639	△119	1,670	31
合計	1,736	△125	1,776	40

(5) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
製造業	13	13	13	12	—	—	13	13	13	12	—	—
農業、林業	0	1	1	0	—	—	0	1	1	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	215	194	194	256	81	36	134	157	194	256	29	—
電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	5	5	—	—	5	5	5	5	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	3	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	61	80	80	62	25	17	35	63	80	62	—	0
金融業、保険業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
不動産業	367	310	310	202	2	32	365	278	310	202	—	2
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	2	2	22	—	—	2	2	2	22	—	—
宿泊業	368	388	388	388	—	—	368	388	388	388	—	—
飲食業	7	7	7	2	—	—	7	7	7	2	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	25	27	27	25	—	—	25	27	27	25	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	237	156	156	224	96	—	141	156	156	224	—	—
その他の産業	65	59	59	59	—	—	65	59	59	59	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	384	391	391	406	—	23	384	368	391	406	—	0
合計	1,758	1,639	1,639	1,670	205	109	1,552	1,530	1,639	1,670	45	3

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	26,311	—	39,334
10%	—	13,595	—	7,509
20%	—	62,497	—	69,044
35%	—	24,065	—	22,284
50%	—	3,545	—	3,581
75%	—	45,369	—	42,438
100%	—	24,960	—	22,083
150%	—	1,487	—	1,527
250%	—	344	—	327
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	202,176	—	208,131

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を出来得る限り軽減するために、取引先によっては、不動産担保や保証会社保証・信用保証協会保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、第一義的には、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、「重要事項のご案内」によりお客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、自組合の預金積金があり、担保に関する手続きについては、組合が定める「融資事務規程」や「担保評価基準書」等により、適切な事務取扱と適正な評価管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める「融資事務規程」等に則り適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	755	807	—	—	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	248	344	—	—	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	452	414	—	—	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	17	16	—	—	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	2	0	—	—	—	—	—	—
⑦ 三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧ 出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段うち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪ その他	34	32	—	—	—	—	—	—

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引および長期決済期間取引について取扱を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引について取扱を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

事務リスクについては、正確かつ効率的な事務処理を行うために、事務の機械化や集中化をすすめております。債権書類集中センターによる牽制機能の確保、内部監査の際に事務指導を徹底するなどして事務リスクを極小化し、信頼性の向上に努めております。

一方、システムリスクについては、取引先の情報を保護しシステムの安定稼働に努めております。

万一、予期せぬ緊急事態が発生した場合は、危機管理計画に基づき、影響を最小化し早期回復を図るよう努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 出資エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等については、当組合が定めた「市場リスク管理規程」や「有価証券種類別運用枠・リスクリミット」等により時価評価および最大予想損失額によりリスクを計測把握し、定められたリスク限度額内での運用を行います。

非上場株式、全信組連出資金等については、自己査定時に財務諸表等から適正に評価し、経営陣への報告を行いリスク管理に努めております。

なお、会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っております。

(2) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	347	—	337	—
合計	347	—	337	—

(3) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

該当ありませんので省略いたします。

(4) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	1	6
売却損	—	—
償却	—	—

(5) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	25	22

(6) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありませんので省略いたします。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありませんので省略いたします。

10. 金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

● 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・ 計測手法

当組合は、信用組合業界で構築した SKC-ALM システムを用いて、銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB)を算出しております。△EVE が正となる通貨のみを単純合算しております。

・ 金利感応資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利感応度を有する資産・負債

・ 測定頻度 毎月

・ 割引金利に与える金利ショック値 リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同様。

・ コア預金 対象 流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

流動性預金全般に占める割合 残高の47.54%

金利改定の満期 平均1.189年(最長2.5年)

コア預金の考慮については金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮しております。

・ 固定金利貸出の期限前返済 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮しております。

・ 定期預金の早期解約 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮しております。

・ 固定金利コミットメントライン 考慮しておりません。

- IRRBB 関連以外の金利リスクを計測する際の金利ショックは、99パーセンタイル値を用いて算出しています。

・ 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	3,386	4,183	302	144
2	下方パラレルシフト	—	—	194	—
3	スティープ化	2,838	3,111		
4	フラット化		—		
5	短期金利上昇		339		
6	短期金利低下		—		
7	最大値	3,386	4,183	302	144
		令和元年度		令和2年度	
8	自己資本の額	8,090		8,138	

「△EVE」とは、「IRRBB」(バーゼル委員会により定められた手法による銀行勘定の金利リスク)のうち経済価値ベースとして計測されるもので、金利変動シナリオにおける金利ショックに対する経済的価値の減少額をいいます。

「△NII」とは、「IRRBB」のうち期間収益ベースとして計測されるもので、金利変動シナリオ(「上方パラレルシフト」「下方パラレルシフト」の2シナリオ)における金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益減少額をいいます。

11. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。優先出資や劣後ローンによる自己資本調達はありませぬ。

発行主体	福島県商工信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	5,784百万円

主な手数料

為替(国内)

(単位:円・消費税10%を含む)

				料金	
振込	当信用組合の本支店宛	3万円未満	1件	330	
		3万円以上	1件	550	
	当信用組合の同一店内	3万円未満	1件	330	
		3万円以上	1件	550	
	家賃地代専用入金帳 による振込	当信用組合同一店内	1件	110	
		当信用組合本支店宛	1件	220	
	他行宛	電信扱	3万円未満	1件	660
			3万円以上	1件	880
文書扱		3万円未満	1件	660	
		3万円以上	1件	880	
振込 (ATM利用)	当信用組合の本支店宛	3万円未満	1件	110	
		3万円以上	1件	330	
	当信用組合の同一店内	3万円未満	1件	無料	
		3万円以上	1件	無料	
	他行宛	3万円未満	1件	440	
		3万円以上	1件	660	
代金取立	他行宛	普通	1件	660	
		至急	1件	880	
その他	当信用組合の本支店 宛および他行宛	送金・振込組戻料	1件	660	
		取立手形組戻料	1通	660	
		取立手形店頭呈示料	1通	660	
		不渡手形返却料	1通	660	
		その他特殊扱等手数料		実費	
	同一地域内(当所)取立手形組戻料	1通	660		
同一地域内(当所)不渡手形返却料		無料			

為替(外国)

(単位:円・消費税10%を含む)

				料金
外国送金	電信送金のみ	送金手数料	1件	7,500
		円取引手数料	1件	
				送金金額の0.05%相当額(最低2,500円)

融資

(単位:円・消費税10%を含む)

			料金
融資関係取扱手数料	1,000万円未満	1件	11,000
	1,000万円以上	1件	33,000
融資取扱枠設定手数料	1,000万円未満	1件	11,000
	1,000万円以上	1件	33,000
不動産担保取扱手数料	(根)抵当権設定契約	1件	33,000
	営業区域外担保	加算	11,000
	設定内容変更	1件	11,000
条件変更手数料		1件	33,000
繰上完済手数料(完済時の元本が100万円以上の場合)		1件	5,500 又は承諾書差入先については残高の2.00% (消費税抜・千円未満切捨て)
繰上償還手数料(内入金額が約定返済金額の6ヶ月分超の場合)		1件	5,500 又は承諾書差入先については内入額の1.00% (消費税抜・千円未満切捨て)
商業手形取扱手数料		1銘柄毎	1,430
融資見込証明書発行手数料	証明額5千万円未満	1通	5,500
	証明額5千万円以上	1通	11,000
住宅ローン取扱手数料(新規取扱時)		1件	申込金額の1.00% (消費税抜・千円未満切捨て)
アパート等融資取扱手数料(新規取扱時)		1件	申込金額の1.00% (消費税抜・千円未満切捨て)
当座貸越開設手数料(預金担保を除く)		1件	融資取扱枠設定手数料による

その他

(単位:円・消費税10%を含む)

			料金	
CD(現金自動支払機) ATM(現金自動預払機) 利用手数料	当信用組合のカード (ご利用1回につき)	平日	無料	
		土曜	無料	
		日祝日	無料	
	提携他行カード (ご利用1回につき)	平日	18時まで	110
			18時以降	220
		土曜	14時まで	110
			14時以降	220
日祝日		220		

当信用組合のカードを提携金融機関のCD・ATMでご利用の場合、提携金融機関所定の手数料がかかります。福島県内4信用組合間でのATM利用手数料は**無料**になります。

マル専当座勘定取扱手数料	マル専口座開設手数料	1件	3,300
	マル専手形用紙発行手数料	1枚	550
手形用紙・小切手用紙交付料	小切手帳発行手数料	1冊	1,320
	約束手形発行手数料	1冊	1,760
	自己宛小切手発行手数料	1枚	無料
	手形・小切手署名鑑登録手数料	登録時	5,500
残高証明書発行手数料	都度発行	1通	440
	英文による発行	1通	1,100
	監査法人用	1通	3,300
	当組合所定外	1通	1,100

			料金
取引履歴発行手数料	1年以内	1通	550
	1年増すごとに追加	1通	550
利息証明書発行手数料		1通	440
再発行手数料	証書再発行手数料	1件	1,100
	通帳再発行手数料	1件	1,100
	紛失によるキャッシュカード再発行手数料	1件	1,100
	紛失によるローンカード再発行手数料	1件	1,100
両替手数料	1枚～100枚		無料
	101枚～300枚		110
	301枚～500枚		220
	501枚～1,000枚		330
	1,001枚以上		660
	1,001枚以上は500枚を超える毎に330円を加算します。硬貨による入金につきましても上記手数料をいただきます。		
通帳・証書紛失解約手数料			550
法人カード発行手数料			550
口座振替手数料は、振替契約所定の手数料		契約書に明記	
貯蓄預金(I型)支払超過手数料			110
未利用口座管理手数料	①令和2年6月1日以降開設された普通預金口座であること。 ②最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しの利用がないこと。 (普通預金利息入金や未利用口座管理手数料の引落は除きます。) ③当該普通預金口座の残高が1万円未満であること。 ④総合口座の場合、定期預金のお取引がないこと。 ⑤定期預金の利息受取口座に指定されていないこと。 ⑥お借入れがないこと。 ①～⑥のすべてに該当する普通預金口座に対して年間1,320円の口座管理手数料をいただきます。		

けんしんの「人を育てる」取組み

・職場体験学習・インターンシップの受け入れ

けんしんでは、中学生と高校生を対象とした職場体験学習や大学生などのインターンシップを積極的に受け入れています。参加者には金融機関の営業活動を体験して頂こうと、営業店での現場研修をメインとして、職業に対する視野を広める手助けをしています。

令和2年度は、例年行っていた職場体験学習(中学生・高校2年生対象)は新型コロナウイルス感染拡大を懸念し実施できませんでしたが、インターンシップ(高校3年生・大学生対象)については年間で59名の学生を受け入れました。

・職業教育に係る事業連携

けんしんでは、平成28年よりケイセンビジネス公務員カレッジで「職業実践課程ビジネスマナー講座」の講義を行っています。

令和2年度は11月14日にリモートで行いました。



営業のご案内

預金

種類	期間など	金額	しくみと特色	
総合口座	随時	1円以上	1冊の通帳に普通預金と定期預金(スーパー定期・期日指定)をセット。当座貸越(担保預金の90%、最高500万円まで自動ご融資)で口座振替も一層便利。	
普通預金	随時	1円以上	出し入れ自由で暮らしのおサイフ代わりに。給与振込や公共料金お支払いなどわずらわしさを一手に引き受けます。	
無利息型普通預金(決済用預金)	随時	1円以上	出し入れ自由で暮らしのおサイフ代わりに。お利息はつきませんが、預金保険制度の全額保護の対象となります。	
貯蓄預金	随時	1円以上	残高(ご指定の基準残高)に応じて金利が変動。普通預金に比べて高利回りで、資金を有利に運用できます。	
当座預金	随時	1円以上	商取引代金お支払いに便利で安全な小切手・手形のためのご預金。	
通知預金	据置7日以上	1万円以上	まとまった資金の短期運用に大変便利。お引き出しは2日前までにご連絡ください。	
納税準備預金	納税時引出	1円以上	納税のためのご預金。税金が楽に納められお利息も普通預金より高く、そのうえ非課税ですからお得です(目的外お支払を除きます)。	
定期預金	スーパー定期預金	1ヵ月以上 5年以内	1万円以上	お預け入れの時の利率は満期日までは変わりません。自由金利のメリットを生かせます。
	大口定期預金	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上	安全確実で大きく増やす運用プラン。自由金利でお得な利回り。
	期日指定定期預金	1年以上 3年以内	1万円以上 300万円未満	利息が利息を生む1年複利でお得な預金。1年経過後は1ヵ月以上前に期日を指定して自由に払い出しできます。
	年金定期預金	1年	1,200万円まで	けんしんに年金振込指定口座を持つ方だけの特別金利定期預金。
財形預金	一般:3年以上 住宅・年金: 5年以上	1,000円以上	給与からの天引きにより、計画的な財産形成を支援します。目的に応じて「一般」・「住宅」・「年金」の3種類があり、「年金」「住宅」には一定の非課税制度をご利用いただけます。(事業主との契約が必要です。)	
定期積金	1年以上 5年以内	1,000円以上	目標の実現や、イザというときの備えに最適。安心確実な財産の基礎づくりに。	

貸出(個人向け)

種類	資金用途	金額	期間	担保・保証人等
住宅ローン	住宅の購入・新築・建替え・中古住宅の購入(セカンドハウスを含む)・底地購入・付帯設備の資金	10万円以上 1億円以内	35年以内	融資対象物件第1位抵当権(住宅金融支援機構の後順位を含む)、 家族の保証、 借地上の建物および必要により第三者の保証(団信付あり)
無担保型住宅借換ローン	住宅ローンの借換・諸費用を含む	50万円以上 1,000万円以内	20年以内	保証会社の保証
無担保型住宅借換担保不足型ローン	住宅ローンで、担保価値を超過する部分	10万円以上 500万円以内	15年以内	保証会社の保証
無担保型リフォームローン	住宅増改築、バリアフリー工事、介護機器購入、他社ローン借換	10万円以上 1,000万円以内 (自営業者は700万円以内)	20年以内	保証会社の保証
学資ローン “出世払い”	大学等の受験、その他教育に関する資金 在学期間元本据置	入学金、授業料に係る限度額は学部により設定	在学期間 +10年以内	家族の保証。必要により第三者保証人・不動産担保
無利息年金先取ローン (年金振込契約者のみ)	資金用途自由	年金振込額1回分を事前にご融資	次回年金振込日まで	不要
けんしん新ポケットローン 1、2、3	資金用途自由 事業性・旧債務返済資金も可	10万円以上 300万円以内	7年以内	保証会社の保証
新にこにこローン	資金用途自由 事業性・とりまとめは不可	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社の保証
新ライフローン 「かします」	資金用途自由 事業性・他社借入の借換可	10万円以上 500万円以内	10年以内	保証会社の保証
ニコスマイカーローン	車両・バイク等の購入 既存車両ローン一本化も可	10万円以上 500万円以内	7年以内	保証会社の保証
ニコス教育ローン	教育資金 入学金・下宿等の初期費用 在学期間元本据置可	10万円以上 500万円以内	在学期間 +7年以内	保証会社の保証
ニコスリフォームローン	住宅リフォーム資金 家具購入も可 他社リフォームローン一本化も可	10万円以上 500万円以内	10年以内	保証会社の保証
ニコスハッピーローン	資金用途自由 用途証明資料必要	10万円以上 500万円以内	7年以内	保証会社の保証

種類	資金用途	金額	期間	担保・保証人等
セディナ マイカーローン	車両・バイク等の購入 免許取得・ガレージ 等も可	500万円以内	7年以内	保証会社の保証
マイカーローン “ゴールド”	車両・バイク等の購入 既存マイカーローンの 借換、車検費用 も可	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社の保証
マイカーローン “車楽”	車両・バイク等の購入 既存マイカーローンの 借換、車検費用 も可	500万円以内	7年以内	配偶者又は相続予定者の保証 所定の審査あり
安心ライフ (負債一本化ローン)	消費者金融等の債務整理 用途証明資料必要 家族の債務整理も可	50万円以上 1,500万円程度	必要期間	原則不動産担保・必要により第三者 保証人
新こころ番	資金用途自由 事業性・旧債務返 済も可	10万円以上 500万円以内	10年以内	保証会社の保証
ファーストローン	資金用途自由 事業性・借換資金 不可	10万円以上 300万円以内	7年以内	保証会社の保証 200万円を超えるとき収入証明必 要
プレミアムローン	資金用途自由 旧債務返済も可	50万円以上 300万円以内	7年以内	配偶者の保証 所定の審査あり
カード・ローン	自由 (事業資金・投機等 の資金を除く)	限度額 20万円から 200万円まで 限度額まで 繰返し利用可能	3年 原則的に自 動更新	保証会社の保証
カード・ローン “御用達” (公務員等に限定)	自由 (利払いのみで、返済 方法は債務者の任意)	限度額500万円	1年 信用状 況調査により 更新	配偶者の保証、 所定の審査あり
カード・ローン ネクスト	自由	限度額 50万円から 300万円まで	1年 原則的に 自動更新	保証会社の保証
ポケット カード・ローン	自由	限度額 10万円から 200万円まで	1年 原則的に 自動更新	保証会社の保証
エコ・ローン	エコ設備資金 エコ製品購入 これらの借換資金	10万円以上 500万円以内	15年以内	配偶者または相続予定者の保証 必要により第三者保証人

貸出(事業者向け)

種類	用途	金額	期間	担保・保証人
協同組合等活性化資金 県中小企業団体中央会推薦融資	制度(1) 協同組合等の事業資金、 転貸資金 制度(2) 協同組合等構成員の運 転、設備資金	制度(1)3億円以内 制度(2) 運転:1,000万円以内 設備:5,000万円以内	制度(1)1年以内 制度(2) 運転:10年以内 設備:15年以内	決算内容、金額等により不動産担保
メンバーズビジネスローン 各地区商工会議所・ 商工会提携	運転資金 設備資金	5,000万円以内	運転:7年以内 設備:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額等により不動産担保
けんしん ビジネスローン 郡山地区商工会広 域協議会提携	運転資金 設備資金	1,000万円以内	運転:7年以内 設備:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額等により不動産担保
信用組合資金	運転資金 設備資金	運転:2,500万円以内 設備:2,500万円以内 併用:2,500万円以内	運転:10年以内 設備:10年以内 併用:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額により不動産担保。
十店会ローン (十店会会員対象)	運転資金 設備資金	2,000万円または 年商の5分の1以 内のいずれか低い 金額	運転:3年以内 設備:3年以内	必要により代表者または事業承継人の保証のみ
パートナーローン 法人会・税理士会 提携	運転資金 設備資金	運転:5,000万円以内 設備:5,000万円以内 併用:5,000万円以内	運転:7年以内 設備:10年以内 併用:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額により不動産担保
福島県中小企業者 同友会提携ローン (同友会会員対象)	運転資金 設備資金	運転:2,000万円以内 設備:1億円以内 併用:1億円以内	運転:7年以内 設備:20年以内 併用:20年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額により不動産担保
ビジネスフリー	運転資金 設備資金	500万円以内	10年以内	保証会社の保証、 法人は必要により代表者、個人は保 証人不要
ビジネスポケット	運転資金 設備資金	500万円以内	5年以内	保証会社の保証、 個人申込に限定、 法人の場合、代表者へのご融資
一般資金	手形割引・・・一般商業手形割引 手形貸付・・・運転資金などの短期の貸付 証書貸付・・・設備資金などの長期の貸付(団体信用生命保険付あり) 当座貸越・・・運転資金などの短期の貸付			
地方公共団体融資	県および市町村による、各種制度融資をお取扱いしています。			

貸出(代理業務)

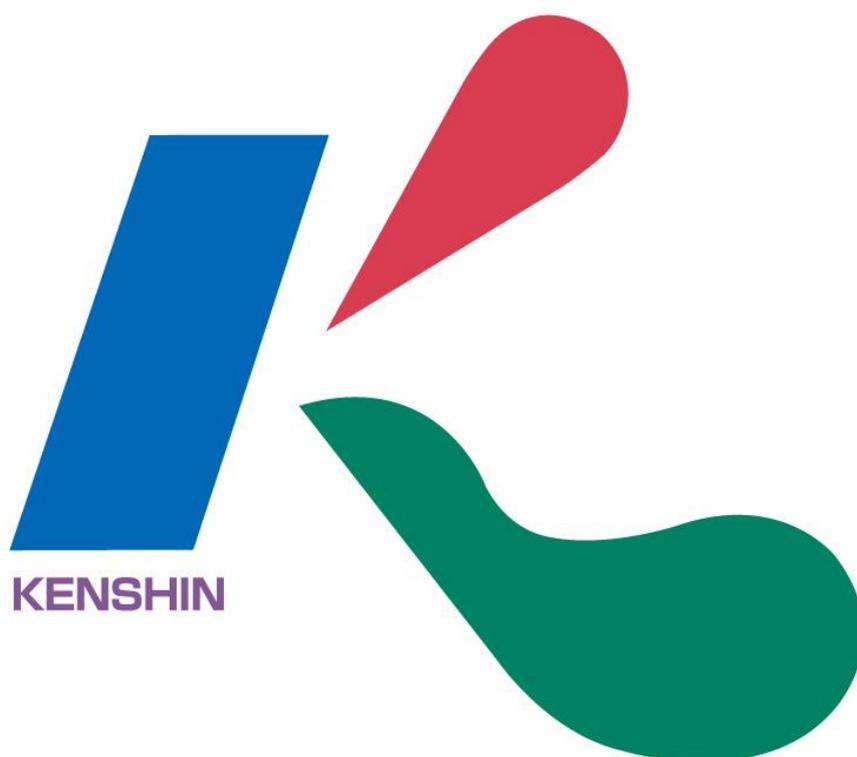
種類	
代理業務	以下の代理店業務をお取り扱いしています。 全国信用協同組合連合会・(株)商工組合中央金庫・(株)日本政策金融公庫 独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法人住宅金融支援機構・独立行政法人福祉医療機構

各種サービス

種類	サービスの内容
ATM(現金自動預払機)	平日土日祝日共通で午前8時から午後8時までご利用できます(一部出張所では時間が異なります)。カードだけでご入金とお支払ができます。ATMでの払戻は、一つの口座につき、1日50万円までです。
全国オンラインキャッシュサービス	キャッシュカード1枚で、当信用組合の本支店はじめ全国のMICS加盟金融機関をご利用できます(一部お支払いのみ)。セブン銀行ATMでは午前7時から午後10時までご利用できます。
クレジットサービス	各種クレジットサービスをお取り扱いしています。
給与振込サービス	毎月の給料やボーナスがご指定の口座に自動的に振り込まれます。
年金自動受取サービス	大切な年金が一度の手続きで自動的にご指定の預金口座に振り込まれます。受取のためにわざわざお出かけになる必要がなく、手間も省け安全です。
配当金自動受取サービス	配当金が会社から直接ご指定の預金口座へ入金されます。
自動支払サービス	公共料金、税金、クレジット代金などを毎月自動的にご指定の口座からお支払いいたします。
株式払込	会社の設立、増資の株式払込金のお取扱、上場会社の増資払込のお取次ぎ。
為替サービス	全国どこへでも、スピーディにお振込・送金や手形小切手のお取立をします。外国送金もお取り扱いしています。
インターネットバンキングサービス	残高照会・振替・振込が出来ます。

- 2 ごあいさつ
- 3 けんしんの概要
- 4 令和2年度の業績
- 7 主要な事業
- 8 営業地域・
店舗ネットワーク
- 9 事業の組織
- 10 総代会制度について
- 14 役員
- 15 組合員・出資金の状況
- 16 沿革・歩み
- 18 法令遵守等の基本姿勢
- 19 リスク管理体制
- 20 小規模・中小事業者の
経営改善・地域活性化の取組
- 23 地域貢献
- 25 十店会活動
- 26 地域の皆様とのふれあい
「イベント」事業
- 27 社会貢献
- 28 苦情に対する措置・
紛争解決のための措置等
- 29 福島県沖地震について
- 30 新型コロナウイルスの
対応
- 31 資料編
- 61 主な手数料
- 64 営業のご案内

けんしんは今後も
地域と共に歩んでまいります。



福島縣商工信用組合